

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（第1条関係）

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">（指定居宅サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>3 <u>指定居宅サービス事業者は、利用者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（運営規程）</p> <p>第28条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 通常の事業の実施地域</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(8) その他運営に関する重要事項</u></p> <p style="text-align: center;">（勤務体制の確保等）</p> <p>第30条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供することができるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定め、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、その資質の向上のための研</p>	<p style="text-align: center;">（指定居宅サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">（運営規程）</p> <p>第28条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 通常の事業の実施地域</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(7) その他運営に関する重要事項</u></p> <p style="text-align: center;">（勤務体制の確保等）</p> <p>第30条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供することができるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定め、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、その資質の向上のための研</p>

改正案	現行
<p>修の機会を確保しなければならない。</p> <p>3 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、当該指定訪問介護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p>第30条の2 指定訪問介護事業者は、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p><u>(衛生管理等)</u></p> <p>第31条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</p> <p>3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p><u>(重要事項の掲示)</u></p> <p>第32条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p><u>(市町村の事業への協力等)</u></p> <p>第37条 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する</p>	<p>修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第31条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(重要事項の掲示)</u></p> <p>第32条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(市町村の事業への協力)</u></p> <p>第37条 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する</p>

改正案	現行
<p>事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p><u>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第38条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、その者の家族、その者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p>第38条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、<u>規則で定める措置を講じなければならない。</u></p> <p>(会計の区分)</p> <p>第39条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第50条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 第28条第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに掲げる事項</p> <p>(2) 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(3) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(4) その他運営に関する重要事項</p> <p><u>(勤務体制の確保等)</u></p> <p>第50条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定め、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。</p>	<p>事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第38条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、その者の家族、その者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(会計の区分)</p> <p>第39条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第50条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 第28条第1号から第3号まで、<u>第5号及び第6号</u>に掲げる事項</p> <p>(2) 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(3) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(4) その他運営に関する重要事項</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p>2 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	
<p>3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症の利用者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、当該指定訪問入浴介護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>（準用）</p>	<p>（準用）</p>
<p>第52条 第6条から第20条まで、第25条、<u>第30条の2</u>から第34条まで及び第35条から第39条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業、指定訪問入浴介護事業者及び指定訪問入浴介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第45条第1項に規定する訪問入浴介護従業者」と、第7条及び第31条第2項中「設備」とあるのは「浴槽その他の設備」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び<u>第32条第1項</u>中「運営規程」とあるのは「第50条に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。</p>	<p>第52条 第6条から第20条まで、第25条、<u>第30条</u>から第34条まで及び第35条から第39条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業、指定訪問入浴介護事業者及び指定訪問入浴介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第45条第1項に規定する訪問入浴介護従業者」と、第7条及び第31条第2項中「設備」とあるのは「浴槽その他の設備」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び<u>第32条</u>中「運営規程」とあるのは「第50条に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。</p>
<p>（運営規程）</p>	<p>（運営規程）</p>
<p>第73条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>	<p>第73条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>
<p>(1) 第28条第1号から第3号まで、<u>第5号</u>及び<u>第7号</u>に掲げる事項 (2) 指定訪問リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額 (3) その他運営に関する重要事項</p>	<p>(1) 第28条第1号から第3号まで<u>及び第5号</u>に掲げる事項 (2) 指定訪問リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額 (3) その他運営に関する重要事項</p>
<p>（準用）</p>	<p>（準用）</p>
<p>第75条 第8条から第20条まで、第25条、第30条から第33条まで、第35条から第39条まで及び第49条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業、指定訪問リハビリテーション事業者及び指定訪問リハビリテーション事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第68条に規定する理学療法士等」と、第8条中「第28条に規定する運</p>	<p>第75条 第8条から第20条まで、第25条、第30条から第33条まで、第35条から第39条まで及び第49条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業、指定訪問リハビリテーション事業者及び指定訪問リハビリテーション事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第68条に規定する理学療法士等」と、第8条中「第28条に規定する運</p>

改正案	現行
<p>営規程」とあり、及び第32条第1項中「運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況及び病歴」と、第14条第2項中「居宅介護支援事業者」とあるのは「主治の医師及び居宅介護支援事業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>営規程」とあり、及び第32条中「運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況及び病歴」と、第14条第2項中「居宅介護支援事業者」とあるのは「主治の医師及び居宅介護支援事業者」と読み替えるものとする。</p>
<p>(基本方針)</p>	<p>(基本方針)</p>
<p>第76条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下この章において「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（<u>歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。次条第1項第1号のイ及び第80条第3項において同じ。</u>）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、その置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。</p>	<p>第76条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下この章において「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、その置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。</p>
<p>(具体的な取扱方針)</p>	<p>(具体的な取扱方針)</p>
<p>第80条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。</p>	<p>第80条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。</p>
<p>(1) 訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供を行うとともに、利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行わなければならないこと。</p> <p>(2) 利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、これらの者に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行わなければならないこと。この場合においては、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならないこと。</p> <p>(3) 療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、これらの者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行わなければならないこと。この場合においては、原則として、サービス担当者会議において行わなければならないこと。</p>	<p>(1) 訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供を行うとともに、利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行わなければならないこと。</p> <p>(2) 利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、これらの者に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行わなければならないこと。この場合においては、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならないこと。</p> <p>(3) 療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、これらの者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行わなければならないこと。この場合においては、原則として、サービス担当者会議において行わなければならないこと。</p>

改正案	現 行
<p>いこと。</p> <p>(4) 利用者ごとに、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録しなければならないこと。</p> <p>2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が作成した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行わなければならないこと。</p> <p>(2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。</p> <p>(3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、適切に行わなければならないこと。</p> <p><u>(4) 療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、これらの者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行わなければならないこと。この場合においては、原則として、サービス担当者会議において行わなければならないこと。</u></p> <p>(5) 利用者ごとに、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しなければならないこと。</p> <p>3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。</p>	<p>いこと。</p> <p>(4) 利用者ごとに、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録しなければならないこと。</p> <p>2 薬剤師、<u>歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。）又は管理栄養士</u>の行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が作成した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行わなければならないこと。</p> <p>(2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。</p> <p>(3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、適切に行わなければならないこと。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4) 利用者ごとに、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しなければならないこと。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(1) 医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行わなければならないこと。</u></p> <p><u>(2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。</u></p> <p>(3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境の的確</p>	

改正案	現 行
<p><u>な把握に努め、適切に行わなければならないこと。</u></p> <p><u>(4) 利用者ごとに、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しなければならないこと。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第81条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 第28条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項</p> <p>(2) 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額</p> <p>(3) 通常の事業の実施地域</p> <p>(4) その他運営に関する重要事項</p> <p>(準用)</p> <p>第83条 第8条から第14条まで、第16条、第18条から第20条まで、第25条、第30条から第33条まで、第35条から第39条まで及び第49条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業、指定居宅療養管理指導事業者及び指定居宅療養管理指導事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第77条第1項に規定する居宅療養管理指導従業者」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第32条第1項中「運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴及び服薬歴」と、第14条第2項中「居宅介護支援事業者」とあるのは「主治の医師及び居宅介護支援事業者」と、第18条中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第90条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 第28条第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに掲げる事項</p> <p>(2) 指定通所介護の利用定員</p> <p>(3) 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(4) サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>(5) 非常災害対策</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第81条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 第28条第1号から第3号までに掲げる事項</p> <p>(2) 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額</p> <p>(3) 通常の事業の実施地域</p> <p>(4) その他運営に関する重要事項</p> <p>(準用)</p> <p>第83条 第8条から第14条まで、第16条、第18条から第20条まで、第25条、第30条から第33条まで、第35条から第39条まで及び第49条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業、指定居宅療養管理指導事業者及び指定居宅療養管理指導事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第77条第1項に規定する居宅療養管理指導従業者」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第32条中「運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴及び服薬歴」と、第14条第2項中「居宅介護支援事業者」とあるのは「主治の医師及び居宅介護支援事業者」と、第18条中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第90条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 第28条第1号から第3号まで、<u>第5号及び第6号</u>に掲げる事項</p> <p>(2) 指定通所介護の利用定員</p> <p>(3) 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(4) サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>(5) 非常災害対策</p>

改正案	現行
<p>(6) その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)</p> <p>第91条 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供することができるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、当該指定通所介護事業所の従業者により指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、当該従業者以外の者によって提供することができる。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、通所介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士</p>	<p>(6) その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)</p> <p>第91条 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供することができるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、当該指定通所介護事業所の従業者により指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、当該従業者以外の者によって提供することができる。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、通所介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(新設)</p>
<p>又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症の利用者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>当該指定通所介護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(非常災害対策)</p>	<p>(非常災害対策)</p>
<p>第93条 指定通所介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるほか、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>	<p>第93条 指定通所介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるほか、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(新設)</p>
<p>(衛生管理等)</p>	<p>(衛生管理等)</p>
<p>第94条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、<u>規則で定める措置を講じなければならない。</u></p>	<p>第94条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>

改正案	現行
<p>(地域との連携等)</p> <p>第94条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民と協力し、その自発的活動と連携することなどにより、地域との交流に努めなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(事故発生時の対応)</p> <p>第94条の3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、その者の家族、その者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>4 指定通所介護事業者は、第86条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(事故発生時の対応)</p> <p>第94条の2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、その者の家族、その者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>4 指定通所介護事業者は、第86条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>(準用)</p> <p>第96条 第6条、第8条から第17条まで、第19条、第20条、第25条、<u>第26条、第30条の2</u>、第32条から第34条まで、第35条、<u>第36条、第38条の2</u>、第39条及び第49条の規定は、指定通所介護の事業、指定通所介護事業者及び指定通所介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第85条第1項に規定する通所介護従業者」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び<u>第32条第1項中「運営規程」とあるのは「第90条に規定する運営規程」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第99条 前条に定めるもののほか、共生型通所介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、第84条、第86条第3項及び第4項並びに第87条から第96条ま</p>	<p>(準用)</p> <p>第96条 第6条、第8条から第17条まで、第19条、第20条、第25条、<u>第26条、第32条から第34条まで、第35条から第37条まで</u>、第39条及び第49条の規定は、指定通所介護の事業、指定通所介護事業者及び指定通所介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第85条第1項に規定する通所介護従業者」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び<u>第32条中「運営規程」とあるのは「第90条に規定する運営規程」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第99条 前条に定めるもののほか、共生型通所介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、第84条、第86条第3項及び第4項並びに第87条から第96条ま</p>

改正案	現行
<p>でに定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定（第84条を除く。）中「指定通所介護」とあるのは「共生型通所介護」と、「指定通所介護事業者」とあるのは「共生型通所介護事業者」と、「指定通所介護事業所」とあるのは「共生型通所介護事業所」と、第84条中「指定居宅サービスに該当する通所介護（以下この章において「指定通所介護」という。）」とあるのは「共生型通所介護」と、第86条第3項及び第4項中「第1項各号に掲げる」とあるのは「共生型通所介護事業所の」と、第89条第4項及び第91条第2項から第4項までの規定中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第95条第2項第3号中「次条において準用する第25条」とあるのは「第25条」と、同項第4号中「次条において準用する第36条第2項」とあるのは「第36条第2項」と、第96条中「規定中」とあるのは「規定（第8条を除く。）中」と、「第85条第1項に規定する通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、「読み替える」とあるのは「、第8条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と読み替える」とする。</p> <p>（衛生管理等）</p>	<p>でに定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定（第84条を除く。）中「指定通所介護」とあるのは「共生型通所介護」と、「指定通所介護事業者」とあるのは「共生型通所介護事業者」と、「指定通所介護事業所」とあるのは「共生型通所介護事業所」と、第84条中「指定居宅サービスに該当する通所介護（以下この章において「指定通所介護」という。）」とあるのは「共生型通所介護」と、第86条第3項及び第4項中「第1項各号に掲げる」とあるのは「共生型通所介護事業所の」と、第89条第4項及び第91条第2項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第95条第2項第3号中「次条において準用する第25条」とあるのは「第25条」と、同項第4号中「次条において準用する第36条第2項」とあるのは「第36条第2項」と、第96条中「規定中」とあるのは「規定（第8条を除く。）中」と、「第85条第1項に規定する通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、「読み替える」とあるのは「、第8条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と読み替える」とする。</p> <p>（衛生管理等）</p>
<p>第123条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、<u>規則で定める措置を講じなければならない。</u></p> <p>（準用）</p>	<p>第123条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう<u>に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>（準用）</p>
<p>第125条 第8条から第17条まで、第19条、第20条、第25条、<u>第26条、第30条の2</u>、第32条、第33条、第35条から第39条まで及び第90条から第93条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業、指定通所リハビリテーション事業者及び指定通所リハビリテーション事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「通所介護従業者」とあるのは「第117条第1項に規定する通所リハビリテーション従業者」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第32条第1項中「運営規程」とあるのは「第125条において読み替えて準用する第90条に規定する運</p>	<p>第125条 第8条から第17条まで、第19条、第20条、第25条、<u>第26条</u>、第32条、第33条、第35条から第39条まで及び第90条から第93条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業、指定通所リハビリテーション事業者及び指定通所リハビリテーション事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「通所介護従業者」とあるのは「第117条第1項に規定する通所リハビリテーション従業者」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第32条中「運営規程」とあるのは「第125条において読み替えて準用する第90条に規定する運営規程」と、第13条中</p>

改正案	現行
<p>営規程」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況及び病歴」と、第14条第2項中「居宅介護支援事業者」とあるのは「主治の医師及び居宅介護支援事業者」と、第90条第1号中「<u>及び第5号から第7号まで</u>」とあるのは「<u>、第5号及び第7号</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>「心身の状況」とあるのは「心身の状況及び病歴」と、第14条第2項中「居宅介護支援事業者」とあるのは「主治の医師及び居宅介護支援事業者」と、第90条第1号中「<u>、第5号及び第6号</u>」とあるのは「<u>及び第5号</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>(従業者)</p>	<p>(従業者)</p>
<p>第127条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下この章において「指定短期入所生活介護事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この章において「短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。</p>	<p>第127条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下この章において「指定短期入所生活介護事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この章において「短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。</p>
<p>(1) 医師 (2) 生活相談員 (3) 介護職員 (4) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。） (5) 栄養士 (6) 機能訓練指導員 (7) 調理員その他の従業者</p>	<p>(1) 医師 (2) 生活相談員 (3) 介護職員 (4) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。） (5) 栄養士 (6) 機能訓練指導員 (7) 調理員その他の従業者</p>
<p>2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。</p>	<p>2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。</p>
<p>3 生活相談員のうち<u>1人以上</u>は、常勤でなければならない。ただし、規則で定める施設に併設される指定短期入所生活介護事業所であって当該施設と一体的に運営されるもの（利用定員が20人未満であるものに限る。）にあっては、この限りでない。</p>	<p>3 <u>生活相談員、介護職員及び看護職員のうちそれぞれ1人</u>は、常勤でなければならない。ただし、規則で定める施設に併設される指定短期入所生活介護事業所であって当該施設と一体的に運営されるもの（利用定員が20人未満であるものに限る。）にあっては、この限りでない。</p>
<p>4 <u>介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、規則で定める施設に併設される指定短期入所生活介護事業所であって当該施設と一体的に運営されるもの（利用定員が20人未満であるものに限る。）にあっては、この限りでない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>5 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。</p>	<p>4 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。</p>
<p>(運営規程)</p>	<p>(運営規程)</p>
<p>第139条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>	<p>第139条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>

改正案	現行
<p>(1) 第28条第1号、第2号、<u>第6号及び第7号</u>に掲げる事項 (2) 利用定員（規則で定める指定短期入所生活介護事業者を除く。） (3) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (4) 通常の送迎の実施地域（当該指定短期入所生活介護事業者に係る指定短期入所生活介護事業所が通常時に送迎サービスを提供する地域をいう。） (5) サービス利用に当たっての留意事項 (6) 非常災害対策 (7) その他運営に関する重要事項 （準用）</p>	<p>(1) 第28条第1号、第2号及び<u>第6号</u>に掲げる事項 (2) 利用定員（規則で定める指定短期入所生活介護事業者を除く。） (3) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (4) 通常の送迎の実施地域（当該指定短期入所生活介護事業者に係る指定短期入所生活介護事業所が通常時に送迎サービスを提供する地域をいう。） (5) サービス利用に当たっての留意事項 (6) 非常災害対策 (7) その他運営に関する重要事項 （準用）</p>
<p>第143条 第6条、第8条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第20条、<u>第25条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条、第36条、第37条第1項、第38条から第39条まで、第48条、第49条、第91条、第93条及び第94条</u>の規定は、指定短期入所生活介護の事業、指定短期入所生活介護事業者及び指定短期入所生活介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「通所介護従業者」とあるのは「第127条第1項に規定する短期入所生活介護従業者」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び<u>第32条第1項中「運営規程」とあるのは「第139条に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。</u> （勤務体制の確保等）</p>	<p>第143条 第6条、第8条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第20条、<u>第25条、第32条から第34条まで、第35条から第39条まで、第48条、第49条、第91条、第93条及び第94条</u>の規定は、指定短期入所生活介護の事業、指定短期入所生活介護事業者及び指定短期入所生活介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「通所介護従業者」とあるのは「第127条第1項に規定する短期入所生活介護従業者」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び<u>第32条中「運営規程」とあるのは「第139条に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。</u> （勤務体制の確保等）</p>
<p>第152条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、規則で定めるところにより、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>	<p>第152条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、規則で定めるところにより、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>
<p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>	<p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>
<p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p>4 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）</u>に対し、認知症の利用者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(その他の基準)</p> <p>第158条 前3条に定めるもののほか、基準該当短期入所生活介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、第1節(第127条第3項及び第4項、第128条、第129条第1項及び第2項並びに第143条(第15条並びに第36条第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定(第126条を除く。)中「指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、「指定短期入所生活介護事業者」とあるのは「基準該当短期入所生活介護事業者」と、「指定短期入所生活介護事業所」とあるのは「基準該当短期入所生活介護事業所」と、第126条中「指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護(以下この章において「指定短期入所生活介護」という。))」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第127条第1項中「次に」とあるのは「次の各号(第1号を除く。))に」と、同項第5号中「栄養士」とあるのは「栄養士(他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときを除く。))」と、第129条第3項中「次に」とあるのは「次の各号(第7号及び第11号から第15号までを除く。))に」と、同項第6号中「洗面設備」とあるのは「洗面所」と、同項第9号中「面談室」とあるのは「面接室」と、第143条中「第8条中」とあるのは「第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第8条中」と、「第32条第1項中」とあるのは「第19条第1項中「内容及び法定代理受領サービスに係る居宅介護サービス費の額」とあるのは「及び内容」と、第32条第1項中」と、「読み替える」とあるのは「、第93条第1項中「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるほか、非常災害」とあるのは「非常災害」と、第136条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第140条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替える」と、第142条第2項第4号中「次条において準用する第25条」とあるのは「第25条」と、同</p>	<p>(新設)</p> <p>(その他の基準)</p> <p>第158条 前3条に定めるもののほか、基準該当短期入所生活介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、第1節(第127条第3項、第128条、第129条第1項及び第2項並びに第143条(第15条並びに第36条第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定(第126条を除く。)中「指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、「指定短期入所生活介護事業者」とあるのは「基準該当短期入所生活介護事業者」と、「指定短期入所生活介護事業所」とあるのは「基準該当短期入所生活介護事業所」と、第126条中「指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護(以下この章において「指定短期入所生活介護」という。))」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第127条第1項中「次に」とあるのは「次の各号(第1号を除く。))に」と、同項第5号中「栄養士」とあるのは「栄養士(他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときを除く。))」と、第129条第3項中「次に」とあるのは「次の各号(第7号及び第11号から第15号までを除く。))に」と、同項第6号中「洗面設備」とあるのは「洗面所」と、同項第9号中「面談室」とあるのは「面接室」と、第143条中「第8条中」とあるのは「第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第8条中」と、「第32条中」とあるのは「第19条第1項中「内容及び法定代理受領サービスに係る居宅介護サービス費の額」とあるのは「及び内容」と、第32条中」と、「読み替える」とあるのは「、第93条中「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるほか、非常災害」とあるのは「非常災害」と、第136条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第140条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替える」と、第142条第2項第4号中「次条において準用する第25条」とあるのは「第25条」と、同項第5号中「次条において準用する第</p>

改正案	現 行
<p>項第5号中「次条において準用する第36条第2項」とあるのは「第36条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」とする。</p>	<p>36条第2項」とあるのは「第36条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」とする。</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第171条 第8条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第20条、<u>第25条、第30条の2、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条第1項、第38条から第39条まで、第49条、第91条、第93条、第123条、第130条第2項、第139条、第140条第1項及び第141条の規定は、指定短期入所療養介護の事業、指定短期入所療養介護事業者及び指定短期入所療養介護事業所について準用する。</u>この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「通所介護従業者」とあるのは「第160条第1項に規定する短期入所療養介護従業者」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び<u>第32条第1項中「運営規程」とあるのは「第171条において読み替えて準用する第139条に規定する重要事項に関する規程」と、第139条中「次に」とあるのは「次の各号(第2号を除く。)に」と、同条第1号中「、第2号及び第6号」とあるのは「及び第2号」と、同条第5号中「サービス」とあるのは「施設」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第171条 第8条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第20条、<u>第25条、第32条、第33条、第35条から第39条まで、第49条、第91条、第93条、第123条、第130条第2項、第139条、第140条第1項及び第141条の規定は、指定短期入所療養介護の事業、指定短期入所療養介護事業者及び指定短期入所療養介護事業所について準用する。</u>この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「通所介護従業者」とあるのは「第160条第1項に規定する短期入所療養介護従業者」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び<u>第32条中「運営規程」とあるのは「第171条において読み替えて準用する第139条に規定する重要事項に関する規程」と、第139条中「次に」とあるのは「次の各号(第2号を除く。)に」と、同条第1号中「、第2号及び第6号」とあるのは「及び第2号」と、同条第5号中「サービス」とあるのは「施設」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(運営規程)</p>	<p>(運営規程)</p>
<p>第188条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>	<p>第188条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>
<p>(1) 第28条第1号、第2号、<u>第6号及び第7号</u>に掲げる事項 (2) 入居定員及び居室数 (3) 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (4) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 (5) 施設の利用に当たっての留意事項 (6) 非常災害対策 (7) その他運営に関する重要事項</p>	<p>(1) 第28条第1号、第2号<u>及び第6号</u>に掲げる事項 (2) 入居定員及び居室数 (3) 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (4) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 (5) 施設の利用に当たっての留意事項 (6) 非常災害対策 (7) その他運営に関する重要事項</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第189条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>	<p>第189条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>
<p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護</p>	<p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護</p>

改正案	現行
<p>事業者に係る指定特定施設の従業者により指定特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、当該従業者以外の者により指定特定施設入居者生活介護を提供することができる。</p> <p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により、指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該他の事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p> <p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>5 <u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症の利用者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、当該指定特定施設入居者生活介護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第193条 第6条、第11条、第12条、第20条、<u>第25条、第30条の2</u>、第32条から第34条まで、第35条、第36条、第38条から第39条まで、第48条、第49条、第93条、第94条及び第135条から第137条までの規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業、指定特定施設入居者生活介護事業者及び指定特定施設について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「訪問入浴介護従業者」とあるのは「第178条第1項に規定する特定施設従業者」と、第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、<u>第32条第1項中「運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と</u>、第136条中「医師及び看護職員」とあるのは「第178条第1項第2号の看護職員」と、第137条中「必要な助言その他の援助」とあるのは「利用者の社会生活に必要な支援」と読み替えるものとする。</p> <p>(運営規程)</p>	<p>事業者に係る指定特定施設の従業者により指定特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、当該従業者以外の者により指定特定施設入居者生活介護を提供することができる。</p> <p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により、指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該他の事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p> <p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(準用)</p> <p>第193条 第6条、第11条、第12条、第20条、<u>第25条</u>、第32条から第34条まで、第35条、第36条、第38条、<u>第39条</u>、第48条、第49条、第93条、第94条及び第135条から第137条までの規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業、指定特定施設入居者生活介護事業者及び指定特定施設について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「訪問入浴介護従業者」とあるのは「第178条第1項に規定する特定施設従業者」と、第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、<u>第32条中「運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と</u>、第136条中「医師及び看護職員」とあるのは「第178条第1項第2号の看護職員」と、第137条中「必要な助言その他の援助」とあるのは「利用者の社会生活に必要な支援」と読み替えるものとする。</p> <p>(運営規程)</p>

改正案	現行
<p>第210条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 第28条第1号から第3号まで、<u>第5号及び第7号</u>に掲げる事項</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額</p> <p>(3) その他運営に関する重要事項（衛生管理等）</p>	<p>第210条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 第28条第1号から第3号まで<u>及び第5号</u>に掲げる事項</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額</p> <p>(3) その他運営に関する重要事項（衛生管理等）</p>
<p>第212条 指定福祉用具貸与事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類及び材質等を考慮して適切な方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。</p> <p>3 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。</p> <p>4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p> <p>5 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。</p> <p>6 <u>指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。</u></p> <p>(重要事項の揭示等)</p>	<p>第212条 指定福祉用具貸与事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類及び材質等を考慮して適切な方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。</p> <p>3 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。</p> <p>4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p> <p>5 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(重要事項の揭示等)</p>
<p>第213条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p> <p>2 <u>指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u></p> <p>3 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定</p>	<p>第213条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定</p>

改正案	現 行
<p>福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。 (準用)</p> <p>第215条 第6条、第8条から第20条まで、<u>第25条、第30条の2、第33条、第34条、第35条から第39条まで、第49条並びに第91条第1項及び第4項</u>の規定は、指定福祉用具貸与の事業、指定福祉用具貸与事業者及び指定福祉用具貸与事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「<u>訪問介護員等</u>」とあり、及び「<u>通所介護従業者</u>」とあるのは「第205条第1項に規定する福祉用具専門相談員」と、第8条中「第28条」とあるのは「第210条」と、第10条中「等を」とあるのは「及び取り扱う福祉用具(第204条に規定する福祉用具をいう。以下同じ。)の種目等を」と、第14条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第18条中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と、第19条第1項中「その期日、内容及び」とあるのは「その開始日及び終了日並びに福祉用具の種目及び品名並びに」と、第91条第1項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。 (準用)</p>	<p>福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。 (準用)</p> <p>第215条 第6条、第8条から第20条まで、<u>第25条、第33条、第34条、第35条から第39条まで、第49条及び第91条第1項</u>の規定は、指定福祉用具貸与の事業、指定福祉用具貸与事業者及び指定福祉用具貸与事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「<u>訪問介護員等</u>」とあるのは「第205条第1項に規定する福祉用具専門相談員」と、第8条中「第28条」とあるのは「第210条」と、第10条中「等を」とあるのは「及び取り扱う福祉用具(第204条に規定する福祉用具をいう。以下同じ。)の種目等を」と、第14条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第18条中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と、第19条第1項中「その期日、内容及び」とあるのは「その開始日及び終了日並びに福祉用具の種目及び品名並びに」と、第91条第1項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。 (準用)</p>
<p>第224条 第6条から第14条まで、第16条から第18条まで、<u>第25条、第30条の2、第31条、第33条、第34条、第35条から第39条まで、第49条、第91条第1項及び第4項、第205条、第207条、第210条から第211条まで並びに第213条</u>の規定は、指定特定福祉用具販売の事業、指定特定福祉用具販売事業者及び指定特定福祉用具販売事業者が当該事業を行う事業所について準用する。この場合において、これらの規定(第31条を除く。)中「<u>訪問介護員等</u>」とあり、及び「<u>通所介護従業者</u>」とあるのは「第224条において準用する第205条第1項に規定する福祉用具専門相談員」と、第8条中「第28条」とあるのは「第224条において読み替えて準用する第210条」と、第10条中「等を」とあるのは「及び取り扱う第218条に規定する特定福祉用具の種目等を」と、第14条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第18条中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と、第31条中「<u>訪問介護員等</u>」とあるのは「<u>従業者</u>」と、第91条第1項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第207条第2項中「貸与」とあるのは「販売」と、第210条第2号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。</p>	<p>第224条 第6条から第14条まで、第16条から第18条まで、<u>第25条、第31条、第33条、第34条、第35条から第39条まで、第49条、第91条第1項、第205条、第207条、第210条から第211条まで及び第213条</u>の規定は、指定特定福祉用具販売の事業、指定特定福祉用具販売事業者及び指定特定福祉用具販売事業者が当該事業を行う事業所について準用する。この場合において、これらの規定(第31条を除く。)中「<u>訪問介護員等</u>」とあるのは「第224条において準用する第205条第1項に規定する福祉用具専門相談員」と、第8条中「第28条」とあるのは「第224条において読み替えて準用する第210条」と、第10条中「等を」とあるのは「及び取り扱う第218条に規定する特定福祉用具の種目等を」と、第14条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第18条中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と、第31条中「<u>訪問介護員等</u>」とあるのは「<u>従業者</u>」と、第91条第1項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第207条第2項中「貸与」とあるのは「販売」と、第210条第2号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。</p>

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（第2条関係）

改正案	現行
<p>(指定介護予防サービスの事業の一般原則)</p>	<p>(指定介護予防サービスの事業の一般原則)</p>
<p>第3条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常にその者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p>	<p>第3条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常にその者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p>
<p>2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p>	<p>2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p>
<p>3 指定介護予防サービス事業者は、利用者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(運営規程)</p>	<p>(運営規程)</p>
<p>第48条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p>	<p>第48条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p>
<p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p>	<p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p>
<p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p>	<p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p>
<p>(3) 営業日及び営業時間</p>	<p>(3) 営業日及び営業時間</p>
<p>(4) 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額</p>	<p>(4) 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額</p>
<p>(5) 通常の事業の実施地域</p>	<p>(5) 通常の事業の実施地域</p>
<p>(6) サービスの利用に当たっての留意事項</p>	<p>(6) サービスの利用に当たっての留意事項</p>
<p>(7) 緊急時等における対応方法</p>	<p>(7) 緊急時等における対応方法</p>
<p><u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(9) その他運営に関する重要事項</u></p>	<p>(8) その他運営に関する重要事項</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第48条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することができるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定め、当該指</p>	<p>第48条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することができるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定め、当該指</p>

改正案	現行
<p>定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。</p>	<p>定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。</p>
<p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、<u>介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）</u>に対し、<u>認知症の利用者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、<u>適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>第48条の2の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、<u>感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対し指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>	
<p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、<u>介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。</u></p>	
<p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、<u>定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p>	
<p><u>(衛生管理等)</u></p>	<p><u>(衛生管理等)</u></p>
<p>第48条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、<u>介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</u></p>	<p>第48条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、<u>介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</u></p>
<p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、<u>指定介護予防訪問入浴介護事業所の浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</u></p>	<p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、<u>指定介護予防訪問入浴介護事業所の浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</u></p>
<p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、<u>当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講</u></p>	<p>(新設)</p>

改正案	現行
<p><u>じなければならない。</u> (重要事項の揭示)</p> <p>第48条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第48条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p><u>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u> (市町村の事業への協力等)</p> <p>第48条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p><u>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。</u> (事故発生時の対応)</p> <p>第48条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、その者の家族、その者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第48条の10の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。</u> (会計の区分)</p>	<p>(重要事項の揭示)</p> <p>第48条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第48条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(市町村の事業への協力)</p> <p>第48条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第48条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、その者の家族、その者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(会計の区分)</p>

改正案	現行
<p>第48条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。</p>	<p>第48条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。</p>
<p>(運営規程)</p>	<p>(運営規程)</p>
<p>第59条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>	<p>第59条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>
<p>(1) 第48条第1号から第3号まで、第5号、<u>第7号及び第8号</u>に掲げる事項</p> <p>(2) 指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(3) その他運営に関する重要事項 <u>(勤務体制の確保等)</u></p>	<p>(1) 第48条第1号から第3号まで、第5号<u>及び第7号</u>に掲げる事項</p> <p>(2) 指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(3) その他運営に関する重要事項 <u>(新設)</u></p>
<p><u>第59条の3 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、第56条第1項に規定する従業者の勤務の体制を定め、当該指定介護予防訪問看護事業所の当該従業者によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。</u></p>	
<p><u>2 指定介護予防訪問看護事業者は、第56条第1項に規定する従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</u></p>	
<p><u>3 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、当該指定介護予防訪問看護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより第56条第1項に規定する従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。</u></p>	
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第61条 第45条の4から第45条の17まで、第47条及び第48条の2の2から第48条の11までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業、指定介護予防訪問看護事業者及び指定介護予防訪問看護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第56条第1項に規定する従業者」と、第45条の4第1項及び第48条の4第1項中「第48条」とあるのは「第59条の2」と、第45条の6中「等を」とあるのは「、利用申込者の病状等を」と、「介護予防支援事業者」とあるのは「主治の医</p>	<p>第61条 第45条の4から第45条の17まで、第47条及び第48条の2から第48条の11までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業、指定介護予防訪問看護事業者及び指定介護予防訪問看護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第56条第1項に規定する従業者」と、第45条の4第1項及び第48条の4中「第48条」とあるのは「第59条の2」と、第45条の6中「等を」とあるのは「、利用申込者の病状等を」と、「介護予防支援事業者」とあるのは「主治の医師及び介護</p>

改正案	現行
<p>師及び介護予防支援事業者」と、第45条の9中「心身の状況」とあるのは「心身の状況及び病歴」と、第45条の10第2項中「介護予防支援事業者」とあるのは「主治の医師及び介護予防支援事業者」と、第48条の3第2項中「浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。</p>	<p>予防支援事業者」と、第45条の9中「心身の状況」とあるのは「心身の状況及び病歴」と、第45条の10第2項中「介護予防支援事業者」とあるのは「主治の医師及び介護予防支援事業者」と、第48条の3第2項中「浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。</p>
<p>(運営規程)</p>	<p>(運営規程)</p>
<p>第68条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>	<p>第68条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>
<p>(1) 第48条第1号から第3号まで、<u>第5号及び第8号</u>に掲げる事項 (2) 指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額 (3) その他運営に関する重要事項 (準用)</p>	<p>(1) 第48条第1号から第3号まで<u>及び第5号</u>に掲げる事項 (2) 指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額 (3) その他運営に関する重要事項 (準用)</p>
<p>第70条 第45条の4から第45条の17まで、第47条、<u>第48条の2の2</u>から第48条の5まで、<u>第48条の7</u>から第48条の11まで<u>及び第59条の3</u>の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「<u>介護予防訪問入浴介護従業者</u>」とあり、並びに第59条の3中「<u>第56条第1項に規定する従業者</u>」とあり、及び「<u>当該従業者</u>」とあるのは「第66条に規定する理学療法士等」と、第45条の4第1項及び<u>第48条の4第1項</u>中「第48条」とあるのは「第68条」と、第45条の9中「心身の状況」とあるのは「心身の状況及び病歴」と、第45条の10第2項中「介護予防支援事業者」とあるのは「主治の医師及び介護予防支援事業者」と、第48条の3第2項中「浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。</p>	<p>第70条 第45条の4から第45条の17まで、第47条、<u>第48条の2</u>から第48条の5まで<u>及び第48条の7</u>から第48条の11までの規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「<u>介護予防訪問入浴介護従業者</u>」とあるのは「第66条に規定する理学療法士等」と、第45条の4第1項及び<u>第48条の4</u>中「第48条」とあるのは「第68条」と、第45条の9中「心身の状況」とあるのは「心身の状況及び病歴」と、第45条の10第2項中「介護予防支援事業者」とあるのは「主治の医師及び介護予防支援事業者」と、第48条の3第2項中「浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。</p>
<p>(基本方針)</p>	<p>(基本方針)</p>
<p>第73条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下この章において「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（<u>歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。</u>次条第1項第1号のイ及び第80条第3項において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、その置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行</p>	<p>第73条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下この章において「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、その置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>

改正案	現行
<p>うことにより、その者の心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第76条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 第48条第1号から第3号まで及び第8号に掲げる事項</p> <p>(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額</p> <p>(3) 通常事業の実施地域</p> <p>(4) その他運営に関する重要事項</p> <p>(準用)</p> <p>第78条 第45条の4から第45条の10まで、第45条の12、第45条の14から第45条の17まで、第47条、<u>第48条の2の2</u>から第48条の5まで、<u>第48条の7</u>から第48条の11まで及び第59条の3の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業、指定介護予防居宅療養管理指導事業者及び指定介護予防居宅療養管理指導事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第45条の4第1項及び<u>第48条の4第1項中「第48条」とあるのは「第76条」と</u>、第45条の9中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴及び服薬歴」と、第45条の10第2項中「介護予防支援事業者」とあるのは「主治の医師及び介護予防支援事業者」と、第45条の14中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と、第48条の3第2項中「浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と、<u>第59条の3中「第56条第1項に規定する従業者」とあり、及び「当該従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(具体的な取扱方針)</p> <p>第80条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供を行うとともに、利用者又はその家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行わなければならないこと。</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第76条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 第48条第1号から第3号<u>まで</u>に掲げる事項</p> <p>(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額</p> <p>(3) 通常事業の実施地域</p> <p>(4) その他運営に関する重要事項</p> <p>(準用)</p> <p>第78条 第45条の4から第45条の10まで、第45条の12、第45条の14から第45条の17まで、第47条、<u>第48条の2</u>から第48条の5<u>まで及び</u>第48条の7から第48条の11までの規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業、指定介護予防居宅療養管理指導事業者及び指定介護予防居宅療養管理指導事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第45条の4第1項及び<u>第48条の4</u>中「第48条」とあるのは「第76条」と、第45条の9中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴及び服薬歴」と、第45条の10第2項中「介護予防支援事業者」とあるのは「主治の医師及び介護予防支援事業者」と、第45条の14中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と、第48条の3第2項中「浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と<u>読み替えるものとする。</u></p> <p>(具体的な取扱方針)</p> <p>第80条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供を行うとともに、利用者又はその家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行わなければならないこと。</p>

改正案	現行
<p>(2) 利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、これらの者に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行わなければならないこと。この場合においては、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならないこと。</p> <p>(3) 療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、これらの者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行わなければならないこと。この場合においては、原則として、サービス担当者会議において行わなければならないこと。</p> <p>(4) 利用者ごとに、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録しなければならないこと。</p>	<p>(2) 利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、これらの者に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行わなければならないこと。この場合においては、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならないこと。</p> <p>(3) 療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、これらの者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行わなければならないこと。この場合においては、原則として、サービス担当者会議において行わなければならないこと。</p> <p>(4) 利用者ごとに、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録しなければならないこと。</p>
<p>2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。</p>	<p>2 <u>薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。）又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。</u></p>
<p>(1) 医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が作成した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、その居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行わなければならないこと。</p> <p>(2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。</p> <p>(3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、適切に行わなければならないこと。</p> <p><u>(4) 療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、これらの者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行わなければならないこと。この場合においては、原則として、サービス担当者会議において行わなければならないこと。</u></p>	<p>(1) 医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が作成した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、その居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行わなければならないこと。</p> <p>(2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。</p> <p>(3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、適切に行わなければならないこと。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p>(5) 利用者ごとに、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しなければならないこと。</p> <p>3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。</p>	<p>(4) 利用者ごとに、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しなければならないこと。</p> <p>(新設)</p>
<p>(1) 医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、その居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行わなければならないこと。</p> <p>(2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。</p> <p>(3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、適切に行わなければならないこと。</p> <p>(4) 利用者ごとに、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しなければならないこと。</p> <p>(運営規程)</p>	<p>(4) 利用者ごとに、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しなければならないこと。</p> <p>(新設)</p> <p>(運営規程)</p>
<p>第99条の3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 第48条第1号から第3号まで、第5号、<u>第6号及び第8号</u>に掲げる事項</p> <p>(2) 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員</p> <p>(3) 指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(4) 非常災害対策</p> <p>(5) その他運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>第99条の3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 第48条第1号から第3号まで、第5号<u>及び第6号</u>に掲げる事項</p> <p>(2) 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員</p> <p>(3) 指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(4) 非常災害対策</p> <p>(5) その他運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第99条の4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供することができるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業員の勤務の体制を定め、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業員によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用</p>	<p>第99条の4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供することができるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業員の勤務の体制を定め、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業員によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用</p>

改正案	現 行
<p>者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、当該従業者以外の者によって提供することができる。</p>	<p>者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、当該従業者以外の者によって提供することができる。</p>
<p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第98条第1項に規定する従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第98条第1項に規定する従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p>3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第98条第1項に規定する従業者（看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症の利用者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより第98条第1項に規定する従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(非常災害対策)</p>	<p>(非常災害対策)</p>
<p>第99条の6 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるほか、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第99条の6 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるほか、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(衛生管理等)</p>	<p>(衛生管理等)</p>
<p>第101条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p>	<p>第101条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p>
<p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。</p>	<p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>

改正案	現行
<p>(準用)</p> <p>第103条 第45条の4から第45条の13まで、第45条の15から第45条の17まで、<u>第48条の2の2、第48条の4、第48条の5及び第48条の7から第48条の11までの規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業、指定介護予防通所リハビリテーション事業者及び指定介護予防通所リハビリテーション事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第98条第1項に規定する従業者」と、第45条の4第1項及び第48条の4第1項中「第48条」とあるのは「第99条の3」と、第45条の9中「心身の状況」とあるのは「心身の状況及び病歴」と、第45条の10第2項中「介護予防支援事業者」とあるのは「主治の医師及び介護予防支援事業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(従業者)</p> <p>第108条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下この章において「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下この章において「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者を置かなければならない。</p> <p>(1) 医師 (2) 生活相談員 (3) 介護職員 (4) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。） (5) 栄養士 (6) 機能訓練指導員 (7) 調理員その他の従業者</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。</p> <p>3 生活相談員のうち<u>1人以上</u>は、常勤でなければならない。ただし、規則で定める施設に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所で、当該施設と一体的に運営されるもの（利用定員が20人未満であるものに限る。）にあっては、この限りでない。</p> <p>4 <u>介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、規則で定める施設に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所で、当該施設と一体的に運営されるもの（利用定員が20人未満であるものに限る。）にあっては、この限りでない。</u></p>	<p>(準用)</p> <p>第103条 第45条の4から第45条の13まで、第45条の15から第45条の17まで、<u>第48条の4、第48条の5及び第48条の7から第48条の11までの規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業、指定介護予防通所リハビリテーション事業者及び指定介護予防通所リハビリテーション事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第98条第1項に規定する従業者」と、第45条の4第1項及び第48条の4中「第48条」とあるのは「第99条の3」と、第45条の9中「心身の状況」とあるのは「心身の状況及び病歴」と、第45条の10第2項中「介護予防支援事業者」とあるのは「主治の医師及び介護予防支援事業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(従業者)</p> <p>第108条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下この章において「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下この章において「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者を置かなければならない。</p> <p>(1) 医師 (2) 生活相談員 (3) 介護職員 (4) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。） (5) 栄養士 (6) 機能訓練指導員 (7) 調理員その他の従業者</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。</p> <p>3 <u>生活相談員、介護職員及び看護職員のうちそれぞれ1人</u>は、常勤でなければならない。ただし、規則で定める施設に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所で、当該施設と一体的に運営されるもの（利用定員が20人未満であるものに限る。）にあっては、この限りでない。</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>5 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第113条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 第48条第1号、第2号、<u>第7号及び第8号</u>に掲げる事項</p> <p>(2) 利用定員（規則で定める指定介護予防短期入所生活介護事業者を除く。）</p> <p>(3) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(4) 通常の送迎の実施地域（指定介護予防短期入所生活介護事業所が通常時に送迎サービスを提供する地域をいう。）</p> <p>(5) サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>(6) 非常災害対策</p> <p>(7) その他運営に関する重要事項</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第114条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、<u>規則で定める措置を講じなければならない</u>。</p> <p>(準用)</p> <p>第117条 第45条の2、第45条の4から第45条の9まで、第45条の11、第45条の12、第45条の15、第45条の17から第47条まで、<u>第48条の2の2、第48条の4から第48条の8まで、第48条の9第1項、第48条の10から第48条の11まで、第99条の4及び第99条の6の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業、指定介護予防短期入所生活介護事業者及び指定介護予防短期入所生活介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、及び「第98条第1項に規定する従業者」とあるのは「第108条第1項に規定する従業者」と、第45条の4第1項及び<u>第48条の4第1項中「第48条」とあるのは「第113条」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>4 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第113条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 第48条第1号、第2号<u>及び第7号</u>に掲げる事項</p> <p>(2) 利用定員（規則で定める指定介護予防短期入所生活介護事業者を除く。）</p> <p>(3) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(4) 通常の送迎の実施地域（指定介護予防短期入所生活介護事業所が通常時に送迎サービスを提供する地域をいう。）</p> <p>(5) サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>(6) 非常災害対策</p> <p>(7) その他運営に関する重要事項</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第114条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない</u>。</p> <p>(準用)</p> <p>第117条 第45条の2、第45条の4から第45条の9まで、第45条の11、第45条の12、第45条の15、第45条の17から第47条まで、<u>第48条の4</u>から第48条の11まで、第99条の4及び第99条の6の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業、指定介護予防短期入所生活介護事業者及び指定介護予防短期入所生活介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、及び「第98条第1項に規定する従業者」とあるのは「第108条第1項に規定する従業者」と、第45条の4第1項及び<u>第48条の4中「第48条」とあるのは「第113条」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p>

改正案	現行
<p>と、「指定介護予防短期入所生活介護事業所」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」と、第107条中「指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護（以下この章において「指定介護予防短期入所生活介護」という。）」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第108条第1項中「次に」とあるのは「次の各号（第1号を除く。）に」と、同項第5号中「栄養士」とあるのは「栄養士（他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときを除く。）」と、第109条中「規則で定める指定介護予防短期入所生活介護事業所を除き、その」とあるのは「その」と、「以上」とあるのは「未満」と、第110条第3項中「次に」とあるのは「次の各号（第7号及び第11号から第15号までを除く。）に」と、同項第6号中「洗面設備」とあるのは「洗面所」と、同項第9号中「面談室」とあるのは「面接室」と、第111条の2第2項中「指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第114条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第117条中「第45条の4第1項」とあるのは「第45条の2中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第45条の4第1項」と、「読み替える」とあるのは「、第45条の15第1項中「、内容及び法定代理受領サービスに係る介護予防サービス費の額」とあるのは「及び内容」と、<u>第99条の6第1項</u>中「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるほか、非常災害」とあるのは「非常災害」と読み替える」と、第123条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」とする。</p> <p>（準用）</p> <p>第145条 第45条の4から第45条の9まで、第45条の11、第45条の12、第45条の15、第45条の17、<u>第47条、第48条の2の2</u>、第48条の4、第48条の5、<u>第48条の7、第48条の8、第48条の9第1項、第48条の10</u>から第48条の11まで、第99条の4、第99条の6、第101条、第111条第2項、第111条の2から第113条まで、第114条第1項及び第115条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業、指定介護予防短期入所療養介護事業者及び指定介護予防短期入所療養介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、及び「第98条第1項に規定する従業者」</p>	<p>介護予防短期入所生活介護事業所」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」と、第107条中「指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護（以下この章において「指定介護予防短期入所生活介護」という。）」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第108条第1項中「次に」とあるのは「次の各号（第1号を除く。）に」と、同項第5号中「栄養士」とあるのは「栄養士（他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときを除く。）」と、第109条中「規則で定める指定介護予防短期入所生活介護事業所を除き、その」とあるのは「その」と、「以上」とあるのは「未満」と、第110条第3項中「次に」とあるのは「次の各号（第7号及び第11号から第15号までを除く。）に」と、同項第6号中「洗面設備」とあるのは「洗面所」と、同項第9号中「面談室」とあるのは「面接室」と、第111条の2第2項中「指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第114条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第117条中「第45条の4第1項」とあるのは「第45条の2中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第45条の4第1項」と、「読み替える」とあるのは「、第45条の15第1項中「、内容及び法定代理受領サービスに係る介護予防サービス費の額」とあるのは「及び内容」と、<u>第99条の6</u>中「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるほか、非常災害」とあるのは「非常災害」と読み替える」と、第123条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」とする。</p> <p>（準用）</p> <p>第145条 第45条の4から第45条の9まで、第45条の11、第45条の12、第45条の15、第45条の17、<u>第47条、第48条の4、第48条の5、第48条の7</u>から第48条の11まで、第99条の4、第99条の6、第101条、第111条第2項、第111条の2から第113条まで、第114条第1項及び第115条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業、指定介護予防短期入所療養介護事業者及び指定介護予防短期入所療養介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、及び「第98条第1項に規定する従業者」とあるのは「第141条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養</p>

改正案	現行
<p>とあるのは「第141条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者」と、第45条の4第1項及び第48条の4第1項中「第48条」とあるのは「第145条において読み替えて準用する第113条」と、第113条中「次に」とあるのは「次の各号（第2号を除く。）に」と、同条第1号中「、第7号及び第8号」とあるのは「及び第8号」と、同条第5号中「サービス」とあるのは「施設」と読み替えるものとする。</p>	<p>介護の提供に当たる従業者」と、第45条の4第1項及び第48条の4中「第48条」とあるのは「第145条において読み替えて準用する第113条」と、第113条中「次に」とあるのは「次の各号（第2号を除く。）に」と、同条第1号中「、第2号及び第7号」とあるのは「及び第2号」と、同条第5号中「サービス」とあるのは「施設」と読み替えるものとする。</p>
<p>(運営規程)</p>	<p>(運営規程)</p>
<p>第164条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第48条第1号、第2号、<u>第7号及び第8号</u>に掲げる事項 (2) 入居定員及び居室数 (3) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (4) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 (5) 施設の利用に当たっての留意事項 (6) 非常災害対策 (7) その他運営に関する重要事項 <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>第164条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第48条第1号、第2号<u>及び第7号</u>に掲げる事項 (2) 入居定員及び居室数 (3) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (4) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 (5) 施設の利用に当たっての留意事項 (6) 非常災害対策 (7) その他運営に関する重要事項 <p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第165条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る指定介護予防特定施設の従業者により指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実にすることができる場合は、当該従業者以外の者により指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供することができる。 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により、指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該他の事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者 	<p>第165条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る指定介護予防特定施設の従業者により指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実にすることができる場合は、当該従業者以外の者により指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供することができる。 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により、指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該他の事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者

改正案	現行
<p>に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、<u>介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）</u>に対し、認知症の利用者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第169条 第45条の2、第45条の7、第45条の8、第45条の16から第47条まで、<u>第48条の2の2、第48条の4から第48条の8まで、第48条の9第1項、第48条の10から第48条の11まで、第99条の6及び第114条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者及び指定介護予防特定施設について準用する。</u>この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「<u>第158条第1項に規定する介護予防特定施設従業者</u>」と、第45条の2中「常勤の管理者」とあるのは「<u>管理者</u>」と、<u>第48条の4第1項中「第48条</u>」とあるのは「<u>第164条</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第189条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) <u>第48条第1号から第3号まで、第5号及び第8号</u>に掲げる事項</p> <p>(2) 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額</p> <p>(3) その他運営に関する重要事項</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第191条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類及び</p>	<p>に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 (新設)</p> <p>(準用)</p> <p>第169条 第45条の2、第45条の7、第45条の8、第45条の16から第47条まで、<u>第48条の4から第48条の8まで、第48条の10、第48条の11、第99条の6及び第114条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者及び指定介護予防特定施設について準用する。</u>この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「<u>第158条第1項に規定する介護予防特定施設従業者</u>」と、第45条の2中「常勤の管理者」とあるのは「<u>管理者</u>」と、<u>第48条の4中「第48条</u>」とあるのは「<u>第164条</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第189条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 第48条第1号から第3号まで<u>及び第5号</u>に掲げる事項</p> <p>(2) 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額</p> <p>(3) その他運営に関する重要事項</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第191条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類及び</p>

改正案	現行
<p>材質等を考慮して適切な方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。</p> <p>4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p> <p>5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。</p> <p>6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業</p>	<p>材質等を考慮して適切な方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。</p> <p>4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p> <p>5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。</p> <p>(新設)</p>
<p><u>所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。</u> (重要事項の揭示等)</p>	<p>(重要事項の揭示等)</p>
<p>第192条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、第189条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p>	<p>第192条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、第189条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。</p>
<p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定介護予防福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。 (準用)</p>	<p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定介護予防福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。 (準用)</p>
<p>第194条 第45条の2、第45条の4から第45条の15まで、第45条の17、第47条、第48条の2の2、第48条の5から第48条の11まで並びに第99条の4第1項及</p>	<p>第194条 第45条の2、第45条の4から第45条の15まで、第45条の17、第47条、第48条の5から第48条の11まで及び第99条の4第1項の規定は、指定介護予</p>

改正案	現行
<p>び第4項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業、指定介護予防福祉用具貸与事業者及び指定介護予防福祉用具貸与事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「<u>介護予防訪問入浴介護従業者</u>」とあり、及び「<u>第98条第1項に規定する従業者</u>」とあるのは「<u>第187条第1項に規定する福祉用具専門相談員</u>」と、第45条の4第1項中「第48条」とあるのは「第189条」と、第45条の6中「等を」とあるのは「及び取り扱う福祉用具（第186条に規定する福祉用具をいう。以下同じ。）の種目等を」と、第45条の10第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第45条の14中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と、第45条の15第1項中「その期日、内容及び」とあるのは「その開始日及び終了日並びに福祉用具の種目及び品名並びに」と、第99条の4第1項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。</p> <p>（準用）</p> <p>第204条 第45条の2、第45条の4から第45条の10まで、第45条の12から第45条の14まで、第45条の17、<u>第47条、第48条の2の2、第48条の3、第48条の5から第48条の11まで、第99条の4第1項及び第4項、第187条、第188条第1項本文及び第2項、第189条、第190条並びに第192条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業、指定特定介護予防福祉用具販売事業者及び指定特定介護予防福祉用具販売事業者が当該事業を行う事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「<u>介護予防訪問入浴介護従業者</u>」とあり、及び「<u>第98条第1項に規定する従業者</u>」とあるのは「第204条において準用する第187条第1項に規定する福祉用具専門相談員」と、第45条の4第1項中「第48条」とあり、及び第192条第1項中「第189条」とあるのは「第204条において読み替えて準用する第189条」と、第45条の6中「等を」とあるのは「及び取り扱う特定介護予防福祉用具（第200条に規定する特定介護予防福祉用具をいう。以下同じ。）の種目等を」と、第45条の10第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第45条の14中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と、第48条の3第2項中「浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と、第99条の4第1項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第188条第1項中「福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業」とあるのは「事業」と、第189条第2号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>防福祉用具貸与の事業、指定介護予防福祉用具貸与事業者及び指定介護予防福祉用具貸与事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「<u>介護予防訪問入浴介護従業者</u>」とあるのは「<u>第187条第1項に規定する福祉用具専門相談員</u>」と、第45条の4第1項中「第48条」とあるのは「第189条」と、第45条の6中「等を」とあるのは「及び取り扱う福祉用具（第186条に規定する福祉用具をいう。以下同じ。）の種目等を」と、第45条の10第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第45条の14中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と、第45条の15第1項中「その期日、内容及び」とあるのは「その開始日及び終了日並びに福祉用具の種目及び品名並びに」と、第99条の4第1項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。</p> <p>（準用）</p> <p>第204条 第45条の2、第45条の4から第45条の10まで、第45条の12から第45条の14まで、第45条の17、<u>第47条、第48条の3、第48条の5から第48条の11まで、第99条の4第1項、第187条、第188条第1項本文及び第2項、第189条、第190条並びに第192条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業、指定特定介護予防福祉用具販売事業者及び指定特定介護予防福祉用具販売事業者が当該事業を行う事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「<u>介護予防訪問入浴介護従業者</u>」とあるのは「第204条において準用する第187条第1項に規定する福祉用具専門相談員」と、第45条の4第1項中「第48条」とあり、及び第192条第1項中「第189条」とあるのは「第204条において読み替えて準用する第189条」と、第45条の6中「等を」とあるのは「及び取り扱う特定介護予防福祉用具（第200条に規定する特定介護予防福祉用具をいう。以下同じ。）の種目等を」と、第45条の10第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第45条の14中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と、第48条の3第2項中「浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と、第99条の4第1項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第188条第1項中「福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業」とあるのは「事業」と、第189条第2号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。</u></p>

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改正案	現 行
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助並びに社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理並びに療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービス（法第48条第1項第1号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）を提供するように努めなければならない。</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。第43条において同じ。）及び他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 <u>指定介護老人福祉施設は、入所者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(従業者)</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第3条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助並びに社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理並びに療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービス（法第48条第1項第1号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）を提供するように努めなければならない。</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。第43条において同じ。）及び他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(従業者)</p>
<p>第4条 指定介護老人福祉施設には、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、<u>栄養士及び管理栄養士を置かないことができる。</u></u></p> <p>(1) 医師</p>	<p>第4条 指定介護老人福祉施設には、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、<u>栄養士を置かないことができる。</u></u></p> <p>(1) 医師</p>

改正案	現行
<p>(2) 生活相談員 (3) 介護職員 (4) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。第11条及び第21条において同じ。） (5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> (6) 機能訓練指導員 (7) 介護支援専門員</p>	<p>(2) 生活相談員 (3) 介護職員 (4) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。第11条及び第21条において同じ。） (5) 栄養士 (6) 機能訓練指導員 (7) 介護支援専門員</p>
<p>2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。 (機能訓練)</p>	<p>2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。 (機能訓練)</p>
<p>第20条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。 <u>(栄養管理)</u></p>	<p>第20条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。 <u>(新設)</u></p>
<p>第20条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、その者の状態に応じた<u>栄養管理を計画的に行わなければならない。</u> <u>(口腔衛生の管理)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>第20条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、<u>口腔衛生の管理体制を整備し、その者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u> (健康管理)</p>	<p>(健康管理)</p>
<p>第21条 指定介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じてその者の健康保持のための適切な措置を採らなければならない。 (運営規程)</p>	<p>第21条 指定介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じてその者の健康保持のための適切な措置を採らなければならない。 (運営規程)</p>
<p>第27条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（<u>第33条第1項</u>において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 入所定員 (4) 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p>	<p>第27条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（<u>第33条</u>において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 入所定員 (4) 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p>

改正案	現行
<p>(5) 施設の利用に当たっての留意事項 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 非常災害対策 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) その他施設の運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)</p>	<p>(5) 施設の利用に当たっての留意事項 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 非常災害対策 <u>(新設)</u> (8) その他施設の運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)</p>
<p>第28条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>4 指定介護老人福祉施設は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症の入所者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第28条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>5 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、当該指定介護老人福祉施設において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第28条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症及び非常災害の発生時において、入所者に対し指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>	

改正案	現 行
<p>(定員の遵守)</p> <p>第29条 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害があった場合、虐待を受けた者を入所させようとする場合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第30条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(定員の遵守)</p> <p>第29条 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害があった場合、虐待を受けた者を入所させようとする場合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第30条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(重要事項の掲示)</p> <p>第33条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条第1項の病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	<p>(重要事項の掲示)</p> <p>第33条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条第1項の病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>
<p>2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第39条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。</p> <p>4 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	<p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第39条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。</p> <p>4 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>
<p>(虐待の防止)</p> <p>第39条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するた</p>	<p>(新設)</p>

改正案	現行
<p><u>め、規則で定める措置を講じなければならない。</u> (会計の区分) 第40条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。 (基本方針) 第43条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 3 <u>ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(会計の区分) 第40条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。 (基本方針) 第43条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>
<p><u>3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>4 <u>ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他の必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(運営規程) 第49条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 (1) 第27条第1号、第2号及び第5号から第8号までに掲げる事項 (2) 入居定員 (3) ユニットの数及びユニットごとの入居定員 (4) 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 (5) その他施設の運営に関する重要事項 (適用関係)</p>	<p>(運営規程) 第49条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 (1) 第27条第1号、第2号及び第5号から第7号までに掲げる事項 (2) 入居定員 (3) ユニットの数及びユニットごとの入居定員 (4) 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 (5) その他施設の運営に関する重要事項 (適用関係)</p>
<p>第51条 ユニット型指定介護老人福祉施設に対する第6条、第25条、第28条、第29条、第33条及び第41条の規定の適用については、第6条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあり、及び第33条第1項中「<u>運営規程</u>」とあるのは「第</p>	<p>第51条 ユニット型指定介護老人福祉施設に対する第6条、第25条、第28条、第29条、第33条及び第41条の規定の適用については、第6条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあり、及び第33条中「<u>運営規定</u>」とあるのは「第</p>

改正案	現行
<p>は「第49条に規定する重要事項に関する規程」と、第25条第2項中「この章」とあるのは「この章（第51条第2項に規定する規定を除く。）及び次章」と、第28条第2項中「の処遇」とあるのは「に対する指定介護福祉施設サービスの提供」と、第29条第1項中「入所定員」とあるのは「ユニットごとの入居定員」と、第41条第2項第3号中「第14条第5項」とあるのは「第45条第7項」とする。</p>	<p>49条に規定する重要事項に関する規程」と、第25条第2項中「この章」とあるのは「この章（第51条第2項に規定する規定を除く。）及び次章」と、第28条第2項中「の処遇」とあるのは「に対する指定介護福祉施設サービスの提供」と、第29条第1項中「入所定員」とあるのは「ユニットごとの入居定員」と、第41条第2項第3号中「第14条第5項」とあるのは「第45条第7項」とする。</p>
<p>2 第3条、第5条、第14条、第16条、第17条、第19条第1項、第27条及び第28条第1項の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設には適用しない。</p>	<p>2 第3条、第5条、第14条、第16条、第17条、第19条第1項、第27条及び第28条第1項の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設には適用しない。</p>
<p>附則 (施行期日)</p>	<p>附則 (施行期日)</p>
<p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (経過措置)</p>	<p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (経過措置)</p>
<p>2 平成15年4月1日前から引き続き存する指定介護老人福祉施設（同日以後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、ユニット型指定介護老人福祉施設でない指定介護老人福祉施設とみなす。ただし、当該指定介護老人福祉施設が、第3章に定める基準を満たし、かつ、その開設者がその旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。</p>	<p>2 平成15年4月1日前から引き続き存する指定介護老人福祉施設（同日以後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、ユニット型指定介護老人福祉施設でない指定介護老人福祉施設とみなす。ただし、当該指定介護老人福祉施設が、第3章に定める基準を満たし、かつ、その開設者がその旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。</p>
<p>3 <u>令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間における第31条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、介護職員その他の従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければ」とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>4 <u>令和3年4月1日から同年9月30日までの間における第39条第1項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、当該措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くよう努めなければ」とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。</p>	<p>3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。</p>

旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第4条関係）

改正案	現行
<p><u>(定義)</u> <u>第2条 この条例において「ユニット型指定介護療養型医療施設」とは、施設の全部において少数の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室（当該病室の入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（第7条第4項第2号において「ユニット」という。）ごとに入院患者の日常生活が営まれ、その者に対する支援が行われる指定介護療養型医療施設をいう。</u></p>	<p><u>(基準)</u> <u>第2条 指定介護療養型医療施設における指定介護療養施設サービス（旧法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。第3号において同じ。）の提供に関する次に掲げる記録の保存期間は、5年間とする。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(1) 入院患者に対する身体の拘束その他の行動を制限する行為を行った場合におけるその態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びにその理由の記録</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(2) 入院患者又はその家族から受け付けた苦情の内容等の記録</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(3) 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生した場合における当該事故の状況及び当該事故に際して採った措置についての記録</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>2 指定介護療養型医療施設の設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>3 入院患者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めなければならない。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>4 療養病床を有する病院（平成24年3月31日において、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第52条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設の看護職員（看護師又は准看護師をいう。）及び介護職員の員数の基準は、規則で定める。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>5 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成24年3月31日において、医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設の従業者の員数の基準は、規則で定める。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>6 療養病床を有する病院（平成24年3月31日において、医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。）及び老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成24年3月31日において、医療法施行規則第51条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設の廊下の幅の基準は、規則で定める。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>7 指定介護療養型医療施設は、身体の拘束その他の行動を制限する行為（以</u></p>

改正案	現 行
(削る)	<p>下この項において「身体拘束等」という。)の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>
(基準)	8 前各項に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、平成25年3月31日において当該指定介護療養型医療施設が従うべき当該基準の例による。
<p>第3条 指定介護療養型医療施設(ユニット型指定介護療養型医療施設を除く。次項、第5条第1項及び第6条第5項において同じ。)は、入院患者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービス(旧法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。)を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>第4条 療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。次項において同じ。)を有する病院である指定介護療養型医療施設の医師及び薬剤師並びに栄養士又は管理栄養士の員数の基準は、規則で定める。</p> <p>2 療養病床を有する病院(平成24年3月31日において、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第52条の規定の適用を受けていたものに限る。次条第1項において同じ。)である指定介護療養型医療施設の看護職員(看護師又は准看護師をいう。)及び介護職員の員数の基準は、規則で定める。</p> <p>3 老人性認知症疾患療養病棟(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。次項において同じ。)を有する病院である指定介護療養型医療施設の医師及び薬剤師並びに</p>	(新設)

改正案	現 行
<p><u>栄養士又は管理栄養士の員数の基準は、規則で定める。</u></p> <p>4 <u>老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成24年3月31日において、医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。次条第1項において同じ。）である指定介護療養型医療施設の従業者の員数の基準は、規則で定める。</u></p> <p>5 <u>指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u></p>	
<p>第5条 <u>療養病床を有する病院及び老人性認知症疾患療養病棟を有する病院で</u></p>	(新設)
<p><u>ある指定介護療養型医療施設の廊下の幅の基準は、規則で定める。</u></p> <p>2 <u>指定介護療養型医療施設の設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。</u></p>	
<p>第6条 <u>指定介護療養型医療施設は、身体の拘束その他の行動を制限する行為（以下この項及び第16項において「身体拘束等」という。）の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p>2 <u>指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、その者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定介護療養型医療施設は、入院患者の^{くう}口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、その者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>入院患者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第13項において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</u></p> <p><u>(1) 施設の目的及び運営の方針</u></p>	(新設)

改正案	現行
<p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 入院患者の定員</p> <p>(4) 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>(6) 非常災害対策</p> <p>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(8) その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>6 指定介護療養型医療施設は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、<u>認知症の入院患者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>7 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、当該指定介護療養型医療施設において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。</p> <p>8 指定介護療養型医療施設は、感染症及び非常災害の発生時において、入院患者に対し指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>9 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>10 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>11 指定介護療養型医療施設は、避難訓練、救出訓練等の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>12 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症が発生し、又はまん延しないよう、介護職員その他の従業者に対し、<u>感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>13 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択</p>	

改正案	現行
<p><u>に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。ただし、当該重要事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、当該掲示に代えることができる。</u></p>	
<p>14 <u>指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するために講ずる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置かなければならない。</u></p>	
<p>15 <u>指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。</u></p>	
<p>16 <u>指定介護療養型医療施設における指定介護療養施設サービスの提供に関する次に掲げる記録の保存期間は、5年間とする。</u></p>	
<p><u>(1) 身体拘束等の態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びにその理由の記録</u></p>	
<p><u>(2) 入院患者又はその家族から受け付けた苦情の内容等の記録</u></p>	
<p><u>(3) 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生した場合における当該事故の状況及び当該事故に際して採った措置についての記録</u></p>	
<p>第7条 <u>ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。</u></p>	(新設)
<p>2 <u>ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>	
<p>3 <u>ユニット型指定介護療養型医療施設の病室の基準は、規則で定める。</u></p>	
<p>4 <u>ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</u></p>	
<p><u>(1) 前条第5項第1号から第7号までに掲げる事項</u></p>	
<p><u>(2) ユニットの数及びユニットごとの入院患者の定員</u></p>	
<p><u>(3) その他施設の運営に関する重要事項</u></p>	
<p>第8条 <u>第3条から前条までに定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、平成25年3月31日において当該指定介護療養型医療施設が従うべき当該基準の例による。</u></p>	(新設)

改正案	現行

介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例新旧対照表（第5条関係）

改 正 案	現 行
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすること及びその者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。</p> <p>2 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めなければならない。</p> <p>3 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。第43条において同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 <u>介護老人保健施設は、入所者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(従業者)</p> <p>第4条 介護老人保健施設には、次に掲げる従業者を置かなければならない。</p> <p>(1) 医師</p> <p>(2) 薬剤師</p> <p>(3) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。第12条において同じ。）又は介護職員</p> <p>(4) 支援相談員</p> <p>(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</p> <p>(6) 栄養士又は管理栄養士</p> <p>(7) 介護支援専門員</p> <p>(8) 調理員、事務員その他の従業者</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第3条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすること及びその者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。</p> <p>2 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めなければならない。</p> <p>3 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。第43条において同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(従業者)</p> <p>第4条 介護老人保健施設には、次に掲げる従業者を置かなければならない。</p> <p>(1) 医師</p> <p>(2) 薬剤師</p> <p>(3) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。第12条において同じ。）又は介護職員</p> <p>(4) 支援相談員</p> <p>(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</p> <p>(6) 栄養士</p> <p>(7) 介護支援専門員</p> <p>(8) 調理員、事務員その他の従業者</p>

改正案	現行
<p>2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。 (機能訓練)</p> <p>第19条 介護老人保健施設は、入所者の心身の機能の維持回復を図るとともに日常生活における自立を支援するため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。 (栄養管理)</p> <p>第19条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、<u>自立した日常生活を営むことができるよう、その者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</u> (<u>口腔衛生の管理</u>)</p> <p>第19条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、<u>自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、その者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u> (看護及び医学的管理の下における介護)</p> <p>第20条 入所者に対する看護及び医学的管理の下における介護は、その者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。</p> <p>2 介護老人保健施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。</p> <p>3 介護老人保健施設は、入所者に対し、その病状及び心身の状況に応じ適切な方法により、その排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p> <p>4 介護老人保健施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>5 介護老人保健施設は、褥(じょく)瘡(そう)が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。</p> <p>6 介護老人保健施設は、第2項から前項までに定めるもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。</p> <p>7 介護老人保健施設は、入所者に対し、その者の負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護又は介護を受けさせてはならない。 (運営規程)</p>	<p>2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。 (機能訓練)</p> <p>第19条 介護老人保健施設は、入所者の心身の機能の維持回復を図るとともに日常生活における自立を支援するため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(看護及び医学的管理の下における介護)</p> <p>第20条 入所者に対する看護及び医学的管理の下における介護は、その者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。</p> <p>2 介護老人保健施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。</p> <p>3 介護老人保健施設は、入所者に対し、その病状及び心身の状況に応じ適切な方法により、その排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p> <p>4 介護老人保健施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>5 介護老人保健施設は、褥(じょく)瘡(そう)が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。</p> <p>6 介護老人保健施設は、第2項から前項までに定めるもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。</p> <p>7 介護老人保健施設は、入所者に対し、その者の負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護又は介護を受けさせてはならない。 (運営規程)</p>

改正案	現行
<p>第28条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（<u>第34条第1項</u>において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 入所定員 (4) 入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 (5) 施設の利用に当たっての留意事項 (6) 非常災害対策 <u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(8) その他施設の運営に関する重要事項</u> (勤務体制の確保等)</p>	<p>第28条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（<u>第34条</u>において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 入所定員 (4) 入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 (5) 施設の利用に当たっての留意事項 (6) 非常災害対策 <u>(新設)</u> <u>(7) その他施設の運営に関する重要事項</u> (勤務体制の確保等)</p>
<p>第29条 介護老人保健施設は、入所者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>4 <u>介護老人保健施設は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症の入所者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、当該介護老人保健施設において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。</u> (業務継続計画の策定等)</p>	<p>第29条 介護老人保健施設は、入所者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第29条の2 介護老人保健施設は、感染症及び非常災害の発生時において、入所者に対し介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常の</p>	

改正案	現行
<p>場合における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p>	
<p>3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>	
<p>（定員の遵守）</p>	<p>（定員の遵守）</p>
<p>第30条 介護老人保健施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害があった場合、虐待を受けた者を入所させようとする場合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>第30条 介護老人保健施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害があった場合、虐待を受けた者を入所させようとする場合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>
<p>（非常災害対策）</p>	<p>（非常災害対策）</p>
<p>第31条 介護老人保健施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第31条 介護老人保健施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>2 介護老人保健施設は、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>（重要事項の掲示）</p>	<p>（重要事項の掲示）</p>
<p>第34条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条第1項の医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	<p>第34条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条第1項の医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>
<p>2 介護老人保健施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>（事故発生の防止及び発生時の対応）</p>	<p>（事故発生の防止及び発生時の対応）</p>
<p>第39条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。</p>	<p>第39条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。</p>
<p>2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>3 介護老人保健施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置につ</p>	<p>3 介護老人保健施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置につ</p>

改正案	現行
<p>いて記録しなければならない。</p> <p>4 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	<p>いて記録しなければならない。</p> <p>4 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>
<p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第39条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(会計の区分)</p> <p>第40条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。</p>	<p>(会計の区分)</p> <p>第40条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。</p>
<p>(基本方針)</p> <p>第43条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第43条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。</p>
<p>2 ユニット型介護老人保健施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>2 ユニット型介護老人保健施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>
<p>3 <u>ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>4 <u>ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(運営規程)</p> <p>第49条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 第28条第1号、第2号及び第5号から第7号までに掲げる事項</p> <p>(2) 入居定員</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第49条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 第28条第1号、第2号、<u>第5号及び第6号</u>に掲げる事項</p> <p>(2) 入居定員</p>

改正案	現行
<p>(3) ユニットの数及びユニットごとの入居定員</p> <p>(4) 入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) その他施設の運営に関する重要事項 (適用関係)</p>	<p>(3) ユニットの数及びユニットごとの入居定員</p> <p>(4) 入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) その他施設の運営に関する重要事項 (適用関係)</p>
<p>第51条 ユニット型介護老人保健施設に対する第7条、第26条、第29条、第30条、第34条及び第41条の規定の適用については、第7条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第34条第1項中「<u>運営規程</u>」とあるのは「第49条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは、「この章（第51条第2項に規定する規定を除く。）及び次章」と、第29条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、第30条中「入所定員」とあるのは「ユニットごとの入居定員」と、第41条第2項第4号中「第15条第5項」とあるのは「第45条第7項」とする。</p>	<p>第51条 ユニット型介護老人保健施設に対する第7条、第26条、第29条、第30条、第34条及び第41条の規定の適用については、第7条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第34条中「<u>運営規定</u>」とあるのは「第49条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは、「この章（第51条第2項に規定する規定を除く。）及び次章」と、第29条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、第30条中「入所定員」とあるのは「ユニットごとの入居定員」と、第41条第2項第4号中「第15条第5項」とあるのは「第45条第7項」とする。</p>
<p>2 第3条、第5条、第15条、第20条、第21条、第23条第1項、第28条及び第29条第1項の規定は、ユニット型介護老人保健施設には適用しない。</p>	<p>2 第3条、第5条、第15条、第20条、第21条、第23条第1項、第28条及び第29条第1項の規定は、ユニット型介護老人保健施設には適用しない。</p>
<p>附 則 (施行期日)</p>	<p>附 則 (施行期日)</p>
<p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (経過措置)</p>	<p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (経過措置)</p>
<p>2 平成17年10月1日前に法第94条第1項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設（同日以後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、ユニット型介護老人保健施設でない介護老人保健施設とみなす。ただし、当該介護老人保健施設が第3章に定める基準を満たし、かつ、その開設者がその旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。</p>	<p>2 平成17年10月1日前に法第94条第1項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設（同日以後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、ユニット型介護老人保健施設でない介護老人保健施設とみなす。ただし、当該介護老人保健施設が第3章に定める基準を満たし、かつ、その開設者がその旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。</p>
<p>3 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間における第32条第2項の規定の適用については、同項中「<u>講じなければ</u>」とあるのは、「<u>講ずるとともに、介護職員その他の従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければ</u>」とする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>4 令和3年4月1日から同年9月30日までの間における第39条第1項の規定の適用については、同項中「<u>講じなければ</u>」とあるのは、「<u>講ずるとともに、当該措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くよう努めなければ</u>」とする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規</p>	<p>3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則</p>

改正案	現行
則で定める。	で定める。

養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第6条関係）

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 設備及び運営に関する基準（第3条—<u>第29条</u>）</p> <p>第3章 雑則（<u>第30条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第2条 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。</p> <p>2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。</p> <p>3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p><u>4 養護老人ホームは、入所者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。</u></p> <p>（運営規程）</p> <p>第7条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 入所定員</p> <p>(4) 入所者の処遇の内容</p> <p>(5) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>(6) 非常災害対策</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(8) その他施設の運営に関する重要事項</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 設備及び運営に関する基準（第3条—<u>第28条</u>）</p> <p>第3章 雑則（<u>第29条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第2条 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。</p> <p>2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。</p> <p>3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>（運営規程）</p> <p>第7条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 入所定員</p> <p>(4) 入所者の処遇の内容</p> <p>(5) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>(6) 非常災害対策</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(7) その他施設の運営に関する重要事項</u></p>

改正案	現行
<p>(非常災害対策)</p> <p>第8条 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど職員が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 養護老人ホームは、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>(処遇の方針)</p> <p>第15条 養護老人ホームは、入所者について、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を適切に行わなければならない。</p> <p>2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。</p> <p>3 養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>4 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該入所者に対し、身体の拘束その他の行動を制限する行為（次項及び第6項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>5 養護老人ホームは、入所者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。</p> <p>6 養護老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 支援員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第8条 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど職員が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(処遇の方針)</p> <p>第15条 養護老人ホームは、入所者について、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を適切に行わなければならない。</p> <p>2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。</p> <p>3 養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>4 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該入所者に対し、身体の拘束その他の行動を制限する行為（次項及び第6項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>5 養護老人ホームは、入所者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。</p> <p>6 養護老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の<u>従業者</u>に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 支援員その他の<u>従業者</u>に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定</p>

改正案	現行
<p>的に実施すること。 (施設長の責務)</p> <p>第20条 施設長は、養護老人ホームの職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>2 施設長は、職員に第7条から第9条まで、第13条から前条まで及び次条から第29条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 (勤務体制の確保等)</p> <p>第22条 養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。</p> <p>3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>4 養護老人ホームは、職員(看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症の入所者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>期的に実施すること。 (施設長の責務)</p> <p>第20条 施設長は、養護老人ホームの職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>2 施設長は、職員に第7条から第9条まで、第13条から前条まで及び次条から第28条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 (勤務体制の確保等)</p> <p>第22条 養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。</p> <p>3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(新設)</p>
<p>5 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、当該養護老人ホームにおいて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。 (業務継続計画の策定等)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第22条の2 養護老人ホームは、感染症及び非常災害の発生時において、入所者に対し処遇を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 (衛生管理等)</p>	<p>(衛生管理等)</p>

改正案	現行
<p>第23条 養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p>	<p>第23条 養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p>
<p>2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。 (事故発生の防止及び発生時の対応)</p>	<p>2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。 (事故発生の防止及び発生時の対応)</p>
<p>第28条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。</p>	<p>第28条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。</p>
<p>2 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>2 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>3 養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。</p>	<p>3 養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。</p>
<p>4 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (虐待の防止)</p>	<p>4 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (新設)</p>
<p>第29条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。 (補則)</p>	<p>(補則)</p>
<p>第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>附 則 (施行期日)</p>	<p>附 則 (施行期日)</p>
<p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (経過措置)</p>	<p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (経過措置)</p>
<p>2 昭和41年10月1日前から引き続き存する養護老人ホームについては、第10条及び第11条第1項の規定は、当分の間、適用しない。</p>	<p>2 昭和41年10月1日前から引き続き存する養護老人ホームについては、第10条及び第11条第1項の規定は、当分の間、適用しない。</p>
<p>3 昭和62年3月9日前から引き続き存する養護老人ホームについては、第11条第2項第14号の規定にかかわらず、当分の間、汚物処理室を設けることを要しない。</p>	<p>3 昭和62年3月9日前から引き続き存する養護老人ホームについては、第11条第2項第14号の規定にかかわらず、当分の間、汚物処理室を設けることを要しない。</p>
<p>4 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間における第23条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、支援員その他の職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための</p>	<p>(新設)</p>

改正案	現行
<p><u>訓練を定期的</u>に実施するよう努めなければ」とする。</p> <p>5 <u>令和3年4月1日から同年9月30日までの間における第28条第1項の規定</u>の適用については、同項中「<u>講じなければ</u>」とあるのは、「<u>講ずるとともに、当該措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くよう努めなければ</u>」とする。</p>	(新設)

特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第7条関係）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 特別養護老人ホーム（第3条—<u>第32条の2</u>）</p> <p>第3章 ユニット型特別養護老人ホーム（第33条—第43条）</p> <p>第4章 地域密着型特別養護老人ホーム（第44条—第46条）</p> <p>第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第47条・第48条）</p> <p>第6章 雑則（第49条）</p> <p>附則 （基本方針）</p> <p>第3条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助並びに社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理並びに療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。</p> <p>3 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。</p> <p>4 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>5 特別養護老人ホームは、入所者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、<u>研修を実施するなどの措置を講じなければならない。</u></p> <p>（職員の専従）</p> <p>第7条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 特別養護老人ホーム（第3条—<u>第32条</u>）</p> <p>第3章 ユニット型特別養護老人ホーム（第33条—第43条）</p> <p>第4章 地域密着型特別養護老人ホーム（第44条—第46条）</p> <p>第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第47条・第48条）</p> <p>第6章 雑則（第49条）</p> <p>附則 （基本方針）</p> <p>第3条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助並びに社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理並びに療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。</p> <p>3 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。</p> <p>4 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>（職員の専従）</p> <p>第7条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、<u>次に掲げる場合の介護職員及び看護職員</u>（ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護</p>

改正案	現 行
<p><u>(削る)</u></p>	<p>老人ホームに配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(1) 特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。次号において同じ。)及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(2) 特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(3) 地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(4) 地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合</u></p>
<p>(運営規程)</p>	<p>(運営規程)</p>
<p>第8条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>	<p>第8条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>
<p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p>	<p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p>
<p>(2) 職員の職種、員数及び職務の内容</p>	<p>(2) 職員の職種、員数及び職務の内容</p>
<p>(3) 入所定員</p>	<p>(3) 入所定員</p>
<p>(4) 入所者の処遇の内容及び費用の額</p>	<p>(4) 入所者の処遇の内容及び費用の額</p>
<p>(5) 施設の利用に当たっての留意事項</p>	<p>(5) 施設の利用に当たっての留意事項</p>
<p>(6) 緊急時等における対応方法</p>	<p>(6) 緊急時等における対応方法</p>
<p>(7) 非常災害対策</p>	<p>(7) 非常災害対策</p>
<p><u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(9) その他施設の運営に関する重要事項</u></p>	<p><u>(8) その他施設の運営に関する重要事項</u></p>
<p>(非常災害対策)</p>	<p>(非常災害対策)</p>
<p>第9条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど職員が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第9条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど職員が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>2 <u>特別養護老人ホームは、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(処遇の方針)</p>	<p>(処遇の方針)</p>

改正案	現 行
<p>第16条 特別養護老人ホームは、入所者について、その者の要介護状態（日常生活における基本的な動作の一部について、継続して常時介護を要すると見込まれる状態をいう。第37条において同じ。）の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、適切な処遇を行わなければならない。</p> <p>2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。</p> <p>3 特別養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該入所者に対し、身体の拘束その他の行動を制限する行為（以下この条及び第37条において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>5 特別養護老人ホームは、入所者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。</p> <p>6 特別養護老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>7 特別養護老人ホームは、自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(施設長の責務)</p>	<p>第16条 特別養護老人ホームは、入所者について、その者の要介護状態（日常生活における基本的な動作の一部について、継続して常時介護を要すると見込まれる状態をいう。第37条において同じ。）の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、適切な処遇を行わなければならない。</p> <p>2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。</p> <p>3 特別養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該入所者に対し、身体の拘束その他の行動を制限する行為（以下この条及び第37条において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>5 特別養護老人ホームは、入所者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。</p> <p>6 特別養護老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>7 特別養護老人ホームは、自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(施設長の責務)</p>
<p>第24条 施設長は、特別養護老人ホームの職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>2 施設長は、職員に第8条から第10条まで及び第13条から第32条の2までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>第24条 施設長は、特別養護老人ホームの職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>2 施設長は、職員に第8条から第10条まで及び第13条から第32条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>

改正案	現行
<p>第25条 特別養護老人ホームは、入所者に対し適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員によって入所者の処遇を行わなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>4 特別養護老人ホームは、職員（看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、<u>認知症の入所者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、当該特別養護老人ホームにおいて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。 <u>（業務継続計画の策定等）</u></p>	<p>第25条 特別養護老人ホームは、入所者に対し適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員によって入所者の処遇を行わなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>
<p>第25条の2 特別養護老人ホームは、<u>感染症及び非常災害の発生時において、入所者に対しサービスの提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 特別養護老人ホームは、職員に対し、<u>業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 特別養護老人ホームは、<u>定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u> <u>（定員の遵守）</u></p>	<p><u>（新設）</u></p> <p><u>（定員の遵守）</u></p>
<p>第26条 特別養護老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 <u>（事故発生の防止及び発生時の対応）</u></p> <p>第32条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。</p>	<p>第26条 特別養護老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 <u>（事故発生の防止及び発生時の対応）</u></p> <p>第32条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。</p>

改正案	現行
<p>2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特別養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。</p> <p>4 特別養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第32条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。</u></p>	<p>2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特別養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。</p> <p>4 特別養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>(基本方針)</p> <p>第34条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。</p> <p>2 ユニット型特別養護老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>3 <u>ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(基本方針)</p> <p>第34条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。</p> <p>2 ユニット型特別養護老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>(運営規程)</p> <p>第35条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 第8条第1号、第2号及び第5号から<u>第8号</u>までに掲げる事項</p> <p>(2) 入居定員</p> <p>(3) ユニットの数及びユニットごとの入居定員</p> <p>(4) 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額</p> <p>(5) その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>(サービスの取扱方針)</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第35条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 第8条第1号、第2号及び第5号から<u>第7号</u>までに掲げる事項</p> <p>(2) 入居定員</p> <p>(3) ユニットの数及びユニットごとの入居定員</p> <p>(4) 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額</p> <p>(5) その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>(サービスの取扱方針)</p>

改正案	現 行
<p>第37条 入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行わなければならない。</p> <p>2 入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行わなければならない。</p> <p>3 入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行わなければならない。</p> <p>4 入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行わなければならない。</p> <p>5 ユニット型特別養護老人ホームの職員は、入居者へのサービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>6 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者へのサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該入居者に対し、身体拘束等を行ってはならない。</p> <p>7 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。</p> <p>8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>9 ユニット型特別養護老人ホームは、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(適用関係)</p>	<p>第37条 入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行わなければならない。</p> <p>2 入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行わなければならない。</p> <p>3 入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行わなければならない。</p> <p>4 入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行わなければならない。</p> <p>5 ユニット型特別養護老人ホームの職員は、入居者へのサービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>6 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者へのサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該入居者に対し、身体拘束等を行ってはならない。</p> <p>7 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。</p> <p>8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>9 ユニット型特別養護老人ホームは、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(適用関係)</p>
<p>第43条 ユニット型特別養護老人ホームに対する前章の規定（次項に規定する</p>	<p>第43条 ユニット型特別養護老人ホームに対する前章の規定（次項に規定する</p>

改正案	現 行
<p>規定を除く。)の適用については、これらの規定(第7条を除く。)中「特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型特別養護老人ホーム」と、第7条中「特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型特別養護老人ホームの職員は、専ら当該ユニット型特別養護老人ホーム」と、第10条第2項第1号中「処遇計画」とあるのは「サービスの提供に関する計画」と、同項第2号中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、第15条中「処遇計画」とあるのは「サービスの提供に関する計画」と、第16条(第2項を除く。)中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同条第2項中「処遇は、処遇計画」とあるのは「サービスの提供は、それに関する計画」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条の2まで」とあるのは「第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、<u>第25条の2、第27条から第32条の2まで</u>、第35条及び第37条から第42条まで」と、第25条第2項、第30条第1項及び第3項並びに第32条第2項及び第4項中「処遇」とあるのは「サービスの提供」とする。</p>	<p>規定を除く。)の適用については、これらの規定(第7条を除く。)中「特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型特別養護老人ホーム」と、第7条中「特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型特別養護老人ホームの職員は、専ら当該ユニット型特別養護老人ホーム」と、第10条第2項第1号中「処遇計画」とあるのは「サービスの提供に関する計画」と、同項第2号中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、第15条中「処遇計画」とあるのは「サービスの提供に関する計画」と、第16条(第2項を除く。)中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同条第2項中「処遇は、処遇計画」とあるのは「サービスの提供は、それに関する計画」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条まで」とあるのは「第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、<u>第27条から第32条まで</u>、第35条及び第37条から第42条まで」と、第25条第2項、第30条第1項及び第3項並びに第32条第2項及び第4項中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、<u>第26条中「入所定員」とあるのは「ユニットごとの入居定員」とする。</u></p>
<p>2 第3条、第8条、第11条第3項及び第4項、第16条から第18条まで、第20条、第25条第1項並びに第26条の規定は、ユニット型特別養護老人ホームには適用しない。</p>	<p>2 第3条、第8条、第11条第3項及び第4項、第16条から第18条まで、第20条、第25条第1項並びに第26条の規定は、ユニット型特別養護老人ホームには適用しない。</p>
<p>(適用関係)</p>	<p>(適用関係)</p>
<p>第46条 地域密着型特別養護老人ホームに対する第2章(次項に規定する規定を除く。)の規定の適用については、これらの規定(<u>第7条及び第12条第1項ただし書を除く。</u>)中「特別養護老人ホーム」とあるのは「地域密着型特別養護老人ホーム」と、第7条中「特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホーム」とあるのは「地域密着型特別養護老人ホームの職員は、専ら当該地域密着型特別養護老人ホーム」と、<u>第12条第1項ただし書中「入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等」とあるのは「他の社会福祉施設等」と、「当該特別養護老人ホーム」とあるのは「当該地域密着型特別養護老人ホーム」と、第24条第2項中「及び第13条から第32条の2まで」とあるのは「第13条から第30条まで、第32条、<u>第32条の2及び第45条</u>」とする。</u></p>	<p>第46条 地域密着型特別養護老人ホームに対する第2章(次項に規定する規定を除く。)の規定の適用については、これらの規定(第7条を除く。)中「特別養護老人ホーム」とあるのは「地域密着型特別養護老人ホーム」と、第7条中「特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホーム」とあるのは「地域密着型特別養護老人ホームの職員は、専ら当該地域密着型特別養護老人ホーム」と、<u>第24条第2項中「及び第13条から第32条まで」とあるのは「第13条から第30条まで、<u>第32条及び第45条</u>」</u>とする。</p>
<p>2 第31条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームには適用しない。</p>	<p>2 <u>第12条第1項ただし書及び第31条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームには適用しない。</u></p>

改正案	現行
<p>(適用関係)</p> <p>第48条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに対する前3章の規定(次項に規定する規定を除く。)の適用については、これらの規定(第7条及び第12条第1項ただし書を除く。)中「特別養護老人ホーム」とあり、「ユニット型特別養護老人ホーム」とあり、及び「地域密着型特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」と、第7条中「特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員は、専ら当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」と、第10条第2項第1号中「処遇計画」とあるのは「サービスの提供に関する計画」と、同項第2号中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、<u>第12条第1項ただし書中「入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあつては、他の社会福祉施設等」とあるのは「他の社会福祉施設等」と、「当該特別養護老人ホーム」とあるのは「当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」と、第15条中「処遇計画」とあるのは「サービスの提供に関する計画」と、第16条(第2項を除く。)中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同条第2項中「処遇は、処遇計画」とあるのは「サービスの提供は、それに関する計画」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条まで」とあるのは「第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、<u>第25条の2、第27条から第32条の2まで、第35条及び第37条から第42条まで</u>」と、第25条第2項、第30条第1項及び第3項並びに第32条第2項及び第4項中「処遇」とあるのは「サービスの提供」とする。</u></p> <p>2 第3条、第8条、第11条第3項及び第4項、第16条から第18条まで、第20条、第25条第1項、第26条、第31条、第43条並びに第46条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには適用しない。</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 平成12年4月1日前から引き続き存する特別養護老人ホームであつて規則で定めるもの(平成16年4月1日以降に全面的に改築されたものを除く。)については、当分の間、汚物処理室を設けることを要しない。</p>	<p>(適用関係)</p> <p>第48条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに対する前3章の規定(次項に規定する規定を除く。)の適用については、これらの規定(第7条を除く。)中「特別養護老人ホーム」とあり、「ユニット型特別養護老人ホーム」とあり、及び「地域密着型特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」と、第7条中「特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員は、専ら当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」と、第10条第2項第1号中「処遇計画」とあるのは「サービスの提供に関する計画」と、同項第2号中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、<u>第15条中「処遇計画」とあるのは「サービスの提供に関する計画」と、第16条(第2項を除く。)中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同条第2項中「処遇は、処遇計画」とあるのは「サービスの提供は、それに関する計画」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条まで」とあるのは「第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、<u>第27条から第32条まで、第35条及び第37条から第42条まで</u>」と、第25条第2項、第30条第1項及び第3項並びに第32条第2項及び第4項中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、<u>第26条中「入所定員」とあるのは「ユニットごとの入居定員」とする。</u></u></p> <p>2 第3条、第8条、第11条第3項及び第4項、<u>第12条第1項ただし書</u>、第16条から第18条まで、第20条、第25条第1項、第26条、第31条、第43条並びに第46条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには適用しない。</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 平成12年4月1日前から引き続き存する特別養護老人ホームであつて規則で定めるもの(平成16年4月1日以降に全面的に改築されたものを除く。)については、当分の間、汚物処理室を設けることを要しない。</p>

改正案	現行
<p>3 平成14年8月7日前から引き続き存する特別養護老人ホーム（同日以後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、ユニット型特別養護老人ホームでない特別養護老人ホームとみなす。ただし、当該特別養護老人ホームが、第3章に定める基準を満たし、かつ、その設置者がその旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。</p>	<p>3 平成14年8月7日前から引き続き存する特別養護老人ホーム（同日以後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、ユニット型特別養護老人ホームでない特別養護老人ホームとみなす。ただし、当該特別養護老人ホームが、第3章に定める基準を満たし、かつ、その設置者がその旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。</p>
<p>4 <u>令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間における第27条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、介護職員その他の職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければ」とする。</u></p>	
<p>5 <u>令和3年4月1日から同年9月30日までの間における第32条第1項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、当該措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くよう努めなければ」とする。</u></p>	(新設)
<p>6 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。</p>	<p>4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。</p>

軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第8条関係）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 設備及び運営に関する基準（第2条—<u>第34条</u>）</p> <p>第3章 雑則（<u>第35条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第2条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、その者に対し、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活に必要な便宜を提供することにより、その者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 <u>軽費老人ホームは、入所者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。</u></p> <p>（運営規程）</p> <p>第7条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（<u>第12条第1項及び第28条第1項</u>において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 入所定員</p> <p>(4) 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 施設の利用に当たっての留意事項</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 設備及び運営に関する基準（第2条—<u>第33条</u>）</p> <p>第3章 雑則（<u>第34条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第2条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、その者に対し、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活に必要な便宜を提供することにより、その者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>（運営規程）</p> <p>第7条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（<u>第12条及び第28条</u>において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 入所定員</p> <p>(4) 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 施設の利用に当たっての留意事項</p>

改正案	現行
<p>(6) 非常災害対策 <u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(8) その他施設の運営に関する重要事項</u> (非常災害対策)</p> <p>第8条 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど職員が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(6) 非常災害対策 <u>(新設)</u> <u>(7) その他施設の運営に関する重要事項</u> (非常災害対策)</p> <p>第8条 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど職員が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。</p>
<p><u>2 軽費老人ホームは、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> (サービス提供の方針)</p>	<p><u>(新設)</u> (サービス提供の方針)</p>
<p>第17条 軽費老人ホームは、入所者に対し、その者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況及び希望に応じたサービスの提供を行うとともに、その者が生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該入所者に対し、身体の拘束その他の行動を制限する行為（次項及び第5項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>4 軽費老人ホームは、入所者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。</p> <p>5 軽費老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の<u>職員</u>に周知徹底を図ること。</p>	<p>第17条 軽費老人ホームは、入所者に対し、その者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況及び希望に応じたサービスの提供を行うとともに、その者が生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該入所者に対し、身体の拘束その他の行動を制限する行為（次項及び第5項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>4 軽費老人ホームは、入所者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。</p> <p>5 軽費老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の<u>従業者</u>に周知徹底を図ること。</p>

改正案	現行
<p>(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>(施設長の責務)</p> <p>第22条 施設長は、軽費老人ホームの職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>2 施設長は、職員に第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から第34条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第24条 軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 前項の規定により職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供することができるよう配慮しなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>4 軽費老人ホームは、職員（看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症の入所者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、当該軽費老人ホームにおいて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第24条の2 軽費老人ホームは、感染症及び非常災害の発生時において、入所者に対しサービスの提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p>	<p>(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>(施設長の責務)</p> <p>第22条 施設長は、軽費老人ホームの職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>2 施設長は、職員に第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から第33条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第24条 軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 前項の規定により職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供することができるよう配慮しなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第25条 軽費老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害があった場合、虐待を受けた者を入所させようとする場合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(重要事項の揭示)</p> <p>第28条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、前条第1項の医療機関、利用料その他の入所者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	<p>(定員の遵守)</p> <p>第25条 軽費老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害があった場合、虐待を受けた者を入所させようとする場合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(重要事項の揭示)</p> <p>第28条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、前条第1項の医療機関、利用料その他の入所者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>
<p>2 軽費老人ホームは、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第33条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。</p> <p>4 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(虐待の防止)</p>	<p>(新設)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第33条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。</p> <p>4 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(新設)</p>
<p>第34条 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p>	<p>(補則)</p> <p>第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p>

改正案	現行
<p>(経過措置)</p> <p>2 平成20年6月1日前から引き続き存する軽費老人ホームであって規則で定めるものに係る設備及び運営の基準は、この条例の規定にかかわらず、規則で定める。</p> <p>3 <u>令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間における第26条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、介護職員その他の職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければ」とする。</u></p> <p>4 <u>令和3年4月1日から同年9月30日までの間における第33条第1項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、当該措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くよう努めなければ」とする。</u></p>	<p>(経過措置)</p> <p>2 平成20年6月1日前から引き続き存する軽費老人ホームであって規則で定めるものに係る設備及び運営の基準は、この条例の規定にかかわらず、規則で定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例新旧対照表（第9条関係）

改正案	現行
<p>(基本方針)</p>	<p>(基本方針)</p>
<p>第3条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p>	<p>第3条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p>
<p>2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めなければならない。</p>	<p>2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めなければならない。</p>
<p>3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。第43条第2項において同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。第43条第2項において同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>
<p>4 <u>介護医療院は、入所者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>5 <u>介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(従業者)</p>	<p>(従業者)</p>
<p>第4条 介護医療院には、次に掲げる従業者を置かなければならない。</p>	<p>第4条 介護医療院には、次に掲げる従業者を置かなければならない。</p>
<p>(1) 医師</p>	<p>(1) 医師</p>
<p>(2) 薬剤師</p>	<p>(2) 薬剤師</p>
<p>(3) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。第12条第5項において同じ。）</p>	<p>(3) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。第12条第5項において同じ。）</p>
<p>(4) 介護職員</p>	<p>(4) 介護職員</p>
<p>(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</p>	<p>(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</p>
<p>(6) <u>栄養士又は管理栄養士</u></p>	<p>(6) 栄養士</p>
<p>(7) 介護支援専門員</p>	<p>(7) 介護支援専門員</p>
<p>(8) 診療放射線技師</p>	<p>(8) 診療放射線技師</p>
<p>(9) 調理員、事務員その他の従業者</p>	<p>(9) 調理員、事務員その他の従業者</p>

改正案	現行
<p>2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。 (機能訓練)</p> <p>第19条 介護医療院は、入所者の心身の機能の維持回復を図るとともに日常生活における自立を支援するため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。 (栄養管理)</p> <p>第19条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、その者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。 (口腔衛生の管理)</p> <p>第19条の3 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、その者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。 (看護及び医学的管理の下における介護)</p> <p>第20条 入所者に対する看護及び医学的管理の下における介護は、その者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。</p> <p>2 介護医療院は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。</p> <p>3 介護医療院は、入所者に対し、心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ適切な方法により、その排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p> <p>4 介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>5 介護医療院は、褥(じょく)瘡(そう)が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。</p> <p>6 介護医療院は、第2項から前項までに定めるもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。</p> <p>7 介護医療院は、入所者に対し、その者の負担により、当該介護医療院の従業者以外の者による看護又は介護を受けさせてはならない。 (運営規程)</p> <p>第28条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規</p>	<p>2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。 (機能訓練)</p> <p>第19条 介護医療院は、入所者の心身の機能の維持回復を図るとともに日常生活における自立を支援するため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(看護及び医学的管理の下における介護)</p> <p>第20条 入所者に対する看護及び医学的管理の下における介護は、その者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。</p> <p>2 介護医療院は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。</p> <p>3 介護医療院は、入所者に対し、心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ適切な方法により、その排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p> <p>4 介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>5 介護医療院は、褥(じょく)瘡(そう)が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。</p> <p>6 介護医療院は、第2項から前項までに定めるもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。</p> <p>7 介護医療院は、入所者に対し、その者の負担により、当該介護医療院の従業者以外の者による看護又は介護を受けさせてはならない。 (運営規程)</p> <p>第28条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規</p>
<p>第28条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規</p>	<p>第28条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規</p>

改正案	現行
<p>程（<u>第34条第1項</u>において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 入所定員（Ⅰ型療養床に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床に係る入所定員の数及びその合計数をいう。第30条において同じ。）</p> <p>(4) 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>(6) 非常災害対策</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(8) その他施設の運営に関する重要事項</u> (勤務体制の確保等)</p> <p>第29条 介護医療院は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>4 <u>介護医療院は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症の入所者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、当該介護医療院において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。</u> (業務継続計画の策定等)</p> <p>第29条の2 <u>介護医療院は、感染症及び非常災害の発生時において、入所者に対し介護医療院サービスの提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」</u></p>	<p>程（<u>第34条</u>において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 入所定員（Ⅰ型療養床に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床に係る入所定員の数及びその合計数をいう。第30条において同じ。）</p> <p>(4) 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>(6) 非常災害対策</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(7) その他施設の運営に関する重要事項</u> (勤務体制の確保等)</p> <p>第29条 介護医療院は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p>という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p>	
<p>3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>	
<p>(定員の遵守) 第30条 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害があった場合、虐待を受けた者を入所させようとする場合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>(定員の遵守) 第30条 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害があった場合、虐待を受けた者を入所させようとする場合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>
<p>(非常災害対策) 第31条 介護医療院は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(非常災害対策) 第31条 介護医療院は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>2 介護医療院は、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(重要事項の揭示) 第34条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条第1項の医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	<p>(重要事項の揭示) 第34条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条第1項の医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>
<p>2 介護医療院は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(事故発生の防止及び発生時の対応) 第39条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。</p>	<p>(事故発生の防止及び発生時の対応) 第39条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。</p>
<p>2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>3 介護医療院は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。</p>	<p>3 介護医療院は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。</p>
<p>4 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべ</p>	<p>4 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべ</p>

改正案	現行
<p>き事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 <u>(虐待の防止)</u></p>	<p>き事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 <u>(新設)</u></p>
<p>第39条の2 <u>介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。</u></p>	
<p>(会計の区分)</p>	<p>(会計の区分)</p>
<p>第40条 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。</p>	<p>第40条 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。</p>
<p>(基本方針)</p>	<p>(基本方針)</p>
<p>第43条 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいてその入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。</p>	<p>第43条 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいてその入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。</p>
<p>2 ユニット型介護医療院は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>2 ユニット型介護医療院は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>
<p>3 <u>ユニット型介護医療院は、入居者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>4 <u>ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(運営規程)</p>	<p>(運営規程)</p>
<p>第49条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p>	<p>第49条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p>
<p>(1) 第28条第1号、第2号及び第5号から第7号までに掲げる事項</p>	<p>(1) 第28条第1号、第2号、<u>第5号及び第6号</u>に掲げる事項</p>
<p>(2) 入居定員（Ⅰ型療養床に係る入居定員の数、Ⅱ型療養床に係る入居定員の数及びその合計数をいう。次号において同じ。）</p>	<p>(2) 入居定員（Ⅰ型療養床に係る入居定員の数、Ⅱ型療養床に係る入居定員の数及びその合計数をいう。次号において同じ。）</p>
<p>(3) ユニットの数及びユニットごとの入居定員</p>	<p>(3) ユニットの数及びユニットごとの入居定員</p>
<p>(4) 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の</p>	<p>(4) 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の</p>

改正案	現行
<p>額 (5) その他施設の運営に関する重要事項 (適用関係) 第51条 ユニット型介護医療院に対する第7条、第26条、第29条、第30条、第34条及び第41条の規定の適用については、第7条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第49条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは、「この章（第51条第2項に規定する規定を除く。）及び次章」と、第29条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、第30条中「入所定員」とあるのは「ユニットごとの入居定員（第49条第2号に規定する入居定員をいう。）」と、第41条第2項第4号中「第15条第5項」とあるのは「第45条第7項」とする。</p> <p>2 第3条、第5条、第15条、第20条、第21条、第23条第1項、第28条及び第29条第1項の規定は、ユニット型介護医療院には適用しない。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u> 2 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間における第32条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、介護職員その他の従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければ」とする。</p> <p>3 令和3年4月1日から同年9月30日までの間における第39条第1項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、当該措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くよう努めなければ」とする。</p> <p><u>(削る)</u> 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。</p>	<p>額 (5) その他施設の運営に関する重要事項 (適用関係) 第51条 ユニット型介護医療院に対する第7条、第26条、第29条、第30条、第34条及び第41条の規定の適用については、第7条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第34条中「運営規程」とあるのは「第49条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは、「この章（第51条第2項に規定する規定を除く。）及び次章」と、第29条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、第30条中「入所定員」とあるのは「ユニットごとの入居定員（第49条第2号に規定する入居定員をいう。）」と、第41条第2項第4号中「第15条第5項」とあるのは「第45条第7項」とする。</p> <p>2 第3条、第5条、第15条、第20条、第21条、第23条第1項、第28条及び第29条第1項の規定は、ユニット型介護医療院には適用しない。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p><u>(新設)</u> 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。</p>